農地改革の真実

一 その歴史的性格と旧地主報償問題 — (その 2)

玉 真之介

[目次]

序章 農地改革の評価をめぐる問題

- 第1部 農地改革の歴史的性格
- 第1章 日本の農地改革をめぐる占領前の攻防 以上(その1) (54巻1号)
- 第2章 農地改革における「マッカーサーの謎」と英連邦案 以下(その2)
 - (1) マッカーサーと農地改革
 - 1) 農地改革の優先順位
 - 2) マッカーサーの日本農業認識
 - 3) 農地改革における「マッカーサーの謎」
 - (2) マッカーサーの占領統治と極東委員会
 - 1) ロンドン外相会議
 - 2) 対日理事会と極東委員会
 - 3) 極東委員会と憲法改正
 - (3) 歴史上の社会主義と農地改革
 - 1) 東欧問題の本質
 - 2) 米ソによる朝鮮半島の分割占領
 - 3) 北朝鮮農業の特質と農地改革
 - 4) 北朝鮮における農地改革の実施過程
 - (4) 対日理事会
 - 1) 第1回対日理事会前夜の情勢
 - 2) プロパガンダの場としての対日理事会
 - 3) できあがっていた GHQ 案
 - 4) 対日理事会における攻防
 - 5) "戦術転換" の切札
 - (5) 保有限度1町歩の根拠
 - 1) 英連邦案
 - 2) 英連邦案とイギリス案
 - 3) この章のまとめ

¹ 本稿(その1)には、以下のような誤植があったので訂正する。

[・]p.165、左下から 2 行目:「ポルトガル」→「ポーランド」

[・]p.179、左下から 5 行目:「政府」→「政治」

[·]p.183、左下から8行目:「地主」→「富農」

[·]p.184、右下から 18 行目: 「Shno-」 → 「Shino-」

[・]p.187、左下から9行目:「玉真之介、2013、近現代日本の米穀市場と食糧政策、筑波書房」を挿入

[·]p.187、右下から8行目:「朝鮮」→「挑戦」

第2章 農地改革における「マッカーサーの謎」と英連邦案

(1) マッカーサーと農地改革

1) 農地改革の優先順位

日本政府が正式にポツダム宣言の受諾通告を行った1945年8月14日、マニラにいたマッカーサーにはトルーマン大統領から四大国(米英ソ中)政府の合意に基づいて連合国最高司令官(SCAP/Supreme Commander for the Allied Powers)に任ぜられたとの伝達があった(豊下、1992:p.5)。それから2週間後の8月30日、マッカーサーは愛機「バターン号」(C54輸送機)で厚木飛行場に到着、サングラスにコーンパイプ姿で降り立って、いよいよアメリカを中心とする連合国の日本占領統治が始まった(増田、2009:p.314)。

9月2日には、戦艦ミズーリ号艦上で歴史的な日本降伏調印式が挙行され、マッカーサーはマイクに向かって、「過去の流血や蛮行に終止符を打ち、人間の威厳に献身し、自由、寛容、正義という人類多数の願望を達成するようなより良い世界が出現することは、私の希望であり、また全人類の希望でもある」と述べた(同:p.319)。

スーザン・D・チラは、日本の農地改革実施に重要な役割を演じた多くの人々の中で、「3人がとくに発頭人としてぬきんでていた」(チラ、1982:p.32)として、第1章(2)で検討したロバート・A・フィアリーとウォルフ・I・ラデジンスキーに加えて、ダグラス・マッカーサーを筆頭にあげていた。事実、マッカーサーがマニラから日本へと向かう「バターン号」の機内で、腹心のコートニー・ホイットニーに筆記させた日本占領政策構想は、以下のようなものだった²。

「まず第一に日本の軍事力を破壊する・・・次

に代議政治体制をつくる・・・婦人に参政権を与える・・・政治犯を釈放する・・・農民を解放する・・・自由な労働運動を確立する・・・自由経済を奨励する・・・警察の圧政を廃止する・・・自由な責任ある新聞を発達させる・・・教育の自由主義化・・・政治権力の地方分権化をはかる・・・という内容のものであった」(ホイットニー、1957: p.8)。

このホイットニーの証言から、マッカーサーは、日本に来る前から農地改革の実施を決意していたとされてきた。さらに、マッカーサーは自らの『回想記』(マッカーサー、1964)においても、「占領軍の業績で、最も大きい影響を残したものの1つは、農地改革だった」(同:p.180)と述べていた。

しかし、この『回想記』からは、逆に疑問も生じる。それは、諸改革の中での農地改革の優先順位という問題である。というのも、『回想記』の「占領政策」という章は、「1.極東委員会の混乱、2.占領政策の原則、3.戦犯裁判とパージ、4.憲法改正、5.婦人の地位向上、6.経済と労働、7.精神革命」、と続くが、「農地改革」という項はない。「6.経済と労働」は、税制改革と財閥解体、労働改革であり、「7.精神革命」は天皇の「人間宣言」など政教分離についてである。

農地改革に関する記述は、それに続く「8. その他の改革」の中の、「教育改革」、「衛生対策」に続く3番目にようやく登場する。次に「警察改革」が続いて、この章は終わる。つまり、バターン号の中の順位に比して、マッカーサーの回想における農地改革の順位はずいぶんと低いものだった。ここに、マッカーサーにとって農地改革は、本当に重要視された改革だったのか、という疑問が浮上するのである。

前章で見たように、国務省が中心となり、国 務・陸軍・海軍三省調整委員会で1945年9月

² 連合国最高司令官(SCAP)の最重要な任務は、ポツダム宣言の実施であり、ポツダム宣言には、「軍国主義の一掃、戦争犯罪人の処罰、民主主義・基本的人権の確立、軍事産業の解体、平和的責任政府の樹立等」(豊下、1992: p.6)の項目が含まれていた。

21日にまとまったアメリカの「初期の対日方針」 (SWNCC150/4a) に農地改革は含まれなかった。 そのためなのか、10月11日に幣原新首相がマッカーサーを訪問した際に、マッカーサーが指示 したいわゆる「五大改革指令」(①婦人解放、 ②労働組合の助長、③教育の自由化・民主化、 ④秘密的弾圧機構の廃止、⑤経済機構の民主化) にも農地改革はなかった(古関、2017: p.17)。

ちなみに、憲法改正もこの5項目には含まれていなかったが、10月4日の東久邇宮内閣無任所大臣近衛文麿との会談で、マッカーサーは憲法についてすでにアクションを起こしていた(同:pp.14-15)³。後述するように、憲法改正がマッカーサーの初期占領政策における最重要なテーマだったことは間違いない。それに対して、農地改革はどうだったのか。『回想記』の記述からすると、これまでの農地改革研究が暗黙の前提としていたほど、優先順位が高いものではなかったのかもしれない。

確かに、対日理事会(ACJ/Allied Council for Japan)での議論がまとまり、1946年6月26日にGHQ天然資源局(NRS)がマッカーサー出席の下で最終指令案を確定しようとしたとき、マッカーサーはSCAP指令ではなく、日本政府の側から発議させるように指示を出した。そして、最後に「農地改革は憲法改正に匹敵する重要事だ」(大和田、1982: p.24)と述べていた。とはいえ、それは対日理事会でまとまった案に対する所感といった性格のもので⁴、草案作成を自ら指示した憲法改正とは、明らかに扱いのレベルが異なっていた。

このためチラも、「彼の部下が一度土地改革

を提案すると、マッカーサーは自ら改革の熱意を実行に移す用意を持っていた」(チラ、1982: p.35)と、少し婉曲な表現をしていた。それに対する小倉武一の脚注も、「土地改革はマッカーサーの個人的発意によって企画され立案されたものではない」(同)として、「第1次農地改革から第2次農地改革に至る、一種の空白期間の存在がそれを証明しよう」(同)としていたのである。

この「空白期間」とは、後述するように、日本政府が1946年3月15日の回答期限にGHQに提出した改革案が、その後「棚ざらし」(大和田、1981:p.109)にされたことを指している。しかも、この間にNRSと農林省は交渉を重ね、4月にはNRSの案もまとまり、5月9日にはGHQ案となっていたが、それも放置され、5月29日に突然、マッカーサーは農地改革を対日理事会に付議したのである。

2) マッカーサーの日本農業認識

これと関連して、『回想記』におけるマッカーサーの日本農業認識についても見ておく必要がある。というのも、前章で論じたように、占領開始以前のアメリカには、国務省のフィアリーや農務省のラデジンスキーに代表される「人口過剰」論と、「中国派」と言われたラティモアやビッソン、ロスに代表される「封建遺制」論という2つの日本農業認識があったからである。そして後者は、コミンテルン及びカナダ外交官ハーバード・ノーマンの影響を考えざるをえないものだった。

これに対して、マッカーサーの日本農業認識

³ この会談では、マッカーサーの側から"憲法は改正しなければならない"と近衛文麿に示唆し、それが起点となって近衛は憲法改正の作業に着手することとなった(古関、2017:p.14)。

⁴ NRS 会議前日の1946年6月25日に、対日理事会英連邦代表のオーストラリア代表マクマホン・ボールがマッカーサーと懇談した際に、マッカーサーは「農地改革に関する私(ボールのこと:玉)の提言はきわめて建設的で価値あるものだと思う、すぐにもそれらの提言を採り入れて指令を出すつもりだ、と言った」(リックス編、1992:p.64)という。ただし、これは最後の別れ際の一言で、1時間を超えたマッカーサーの話の大半は、新憲法に対するボールの主張への批判を「激しく身を震わせながら非常に早口で」(同:p.65)まくしたてるものだった。

は以下のようなものだった。

「日本の<u>封建制は土地制度の面に</u>いちばんはっきり現れていて、終戦当時にすら古い時代からの<u>ドレイ同然の制度</u>がまだ残っていた。<u>農</u>民の大部分はまるきりの農奴か、さもなければ地主が毎年の収穫について<u>法外な小作料</u>を取り立てる制度の下で働かされていた」(マッカーサー、1964: p.180、下線は引用者)。

これは、紛うことなき「封建遺制」論の日本 農業認識である。さらに次の記述からは、まる で日本農村の実態を知らないまま、日本農業を はるか昔の状態と思い込んでいた可能性すら窺 わせる。

「私は占領開始後、数ヶ月経たないうちに、この問題と取り組んだ。土地を耕す者はその労働の収穫も自分のものにするという建前を法律で確立して小作農制度を廃止し、それにおそらくもっと基本的な課題としては土地そのものを売買自由なものにすべきだと私は感じた。当時の日本の制度では小作人が土地を買うことは事実上不可能だったのだ」(同:p.181、下線は引用者)。

なぜ、このような理解が生じたのか。言うまでもなく、土地売買の自由は明治維新の話であり、農民は「農奴」のように土地に緊縛されていたわけではなく、自由に移動し職業選択できた 5 。そもそも日本の産業化は、こうした農村

からの継続的な労働力供給によって達成されたのである。しかるに、その流出分に匹敵または上回る人口増加によって農村は常に「人口過剰」の状態に置かれ、それが農地の貸借市場における需給関係を常に借り手多数による「貸し手」優位の関係にしていた⁶。これこそ、小作料が高率であった真の原因だったのである⁷。

しかるに、明治維新を「未完のブルジョア革命」と定式化し、大多数の農民は革命前のロシアのような「前近代的」「半封建的」な「地主的土地所有」の下で「農奴」同然の状態にあるとしたのが「封建遺制」論であった。このような認識は、焦点となる地租改正の性格をはじめ、今では実証研究の進展によってことごとく否定されている®。しかし、当時は、地主の搾取(=高率小作料)を起点として、"農村の貧困→労働者の低賃金→国内市場の狭隘性→軍国主義と中国侵略"という脈絡で、土地制度こそが日本の軍国主義と中国侵略の経済的基盤とする「封建遺制」論がアメリカの占領関係者にも影響を与えていたのである®。

それゆえ、1945年12月9日に出された SCAP指令「農地改革に関する覚書」(以下、「覚書」と略す)についても、マッカーサーの 日本農業認識との関係が問題にされねばならない。この「覚書」に関しては、これまで3つの 問いが建てられていた。すなわち、第1は、な

^{5 1938}年の全国統計では、自作農家30%、自小作農家45%、小作農家25%で、自作と自小作を合わせれば75%、すなわち大半の農家は農地の所有者だった(玉、1995: p.102、表3-3)。

⁶ この人口増加という観点から戦前の日本農業を分析したものは極めて少ない。とりわけ地主小作関係や小作争議については、戦後歴史学における「講座派」理論の圧倒的な影響力の下で、人口増加からそれを論じた玉 (2018) を例外的な存在としている。

⁷ この小作料の高率性を経済学的に考察したのが、宇野弘蔵の「自小作農」論である(玉、1995:第3章)。 「封建遺制」論は、それを「土地所有の性格」という意味不明の言葉で説明するが、その論証に不可欠の地 主による「経済外的強制」を明らかにすることもなく、小作料が高率であるという事実のみを論拠に、「土 地所有の性格」を導き、その「性格」から小作料の高率性を説くという完全なトートロジーを展開してい た(玉、2006:第8章)。

⁸ 佐々木寛司は、「今日では、地租改正の半封建的性格を云々する理解はほぼ姿を消し、地租改正の性格を近代的なものとして認識することが研究者の共通理解」(佐々木、2008:p.3) と述べている。なお、地租改正に関しては、玉 (2021b) も参照。

⁹ 前章 (3) 2) で述べたように、「封建遺制」論を展開した Roth (1945) は、「占領初期の米人占領関係者の間で『バイブル』として知られていた」(長尾、2000: p.192)。

ゼマッカーサーが10月26日付けで提出されたフィアリー起草の「日本の農業改革」にすぐさま反応して指令案の作成を指示したのか。第2は、それの作成がなぜNRSではなくCIE(民間情報教育局)となったのか。第3は、なぜ「覚書」の冒頭に、フィアリー文書には無い、「数世紀に亙る封建的圧制の下日本農民を奴隷化して来た経済的桎梏を打破する」(農地改革記録委員会編、1953: p.111)という文章が入ったのか、である。

この「覚書」案の作成過程についいて検討した三和良一は、第1の問いに対して、マッカーサーが日本へ来る以前に農地改革の意思を固めていたというワイルズ¹⁰ や先述のホイットニーの証言を踏まえ、それを父親や自身のフィリピン体験、並びにジュリアス・シーザーへの憧憬などで補足している(三和、2002:p.210)。第2の問いには、NRSが農地改革に消極的であったことに一番の要因を求めている(同:p.208)¹¹。ただし、NRSの意向も反映されていることも示した¹²。第3の問いに対しては、作成者が新聞記者出身のCIE要員アーサー・ベーアストックだったというマーク・ゲイン(1951:p.16)の指摘を踏まえて、「封建的圧制」「奴隷化」などの用語は「作成者が、ジャーナリストであれば

こそ使えた言葉」(三和、2002: p.249 注 74) だった、と論じている。

以上の三和の分析は、ある意味で既存研究の総まとめと言って良いが、そこでは、肝心のマッカーサーの日本農業認識が問題にされていない。それが紛うことなき「封建遺制」論であるとすると、マッカーサーは、いつ、どのようにして、「封建遺制」論という基本認識に立つに至ったのかが問われねばならないはずである。

日本に来る前のマッカーサーは、日本軍との戦闘に明け暮れていたわけであり、漠然としたイメージがあったとしても、日本農業に対する確固たる認識を持っていたとは考えにくい。それは、やはり日本へ来て、しかも信頼できる専門家からレクチャーを受けた結果と考えるのが自然だろう。とすれば、やはりハーバード・ノーマンしか考えられない¹³。彼は、カナダ外務省から派遣されて9月下旬に東京へ着任したが、カナダ政府から「貸し出」されて、10月2日にGHQ対敵諜報部(CIS)の調査分析課長となっていた(工藤、2007:pp.175-176)¹⁴。このためノーマンは、「屢々マッカーサーと会見し、時には彼の通訳官も勤め」(馬場、1977:p.506)ていたのである。

¹⁰ マッカーサーの政治顧問の一人だったワイルズは、マッカーサーが古代の土地制度に呻吟する農民を解放するという固い信念を持って日本に来た、と述べている (Wildes、1954: p.221)。ただ、その根拠は記していない。

¹¹ マッカーサーの指示を受け、CIE が NRS に 11 月 1 日に検討を依頼したのに対し、NRS は 6 日に、農地改革は研究中だが食糧問題の方が緊急で、日本農業の専門家ラデジンスキーの着任後に、日本政府に農業に関する長期計画を提出させる指令を準備中と回答しており、明らかに農地改革には消極的であった(三和、2008: p.208)。

¹² フィアリーの文書で全小作地の政府買い上げとあった部分が、「覚書」では不在地主の土地に限定されているのは、NRS の考えの反映と三和は分析している。

¹³ ワイルズは、NRS 局長の H・スケンク中佐が、マッカーサーに封建的な土地制度の改革をすぐにしなければ軍国主義の復活を招くと助言した、と述べている(Wildes、1954: p.222)。ただし、スケンクは地質学が専門で、1945 年 10 月に来日したばかりであり、日本農業についての専門知識を持っていたわけではなかった。

¹⁴ この CIS の仕事としてノーマンが行った最も重要なものは、1945 年 11 月 5 日に提出された近衛文麿の戦争責任に関するレポートだろう。これが、近衛の憲法改正問題からの解任、戦犯としての逮捕令状の発令、自死という、その後の近衛の命運に大きく影響したと工藤美智子は論じている(工藤、2009:第12章)。また、「ノーマンが近衛に抱いた反発の源は、近衛による共産主義への警戒心の喚起」であるとする田久保忠衛の「解説」も参照(同:p.471)。

前章で見たように、ノーマンはすでに、欧米人における日本研究の第1人者との名声を得ており、主著『日本における近代国家の成立』(ノーマン、1993)は「封建遺制」論を歴史的に実証した業績とみなされていた。しかも、「ある時期までマッカーサーのノーマンに対する信頼は非常に厚かったと言われて」いて、「あまりにマッカーサーの信認が厚いため、GHQの他の職員の嫉妬を招いたという説があるほど」(工藤、2007: p.181)であった 15。

馬場伸也は、カナダ外務省の多数の外交官並びにノーマン夫人、兄のハワード・ノーマンらへのインタビューを踏まえて、「農地改革には確かにノーマンの影響があったようである」(馬場、1977: p.506)と結論している。マッカーサーが1945年10月の時点で、ノーマンから「封建遺制」論とその改革の必要性を基本認識として注入されていたとすれば、「小作農階級の完全な解放」16という提案の入った10月26日付けフィアリー文書に即座に反応して農地改革指令の作成を指示し、農地改革に消極的なNRSではなく、CIEに文書を作成させて、かつ「数世紀に亙る封建的圧制」や「日本農民を奴隷化」という用語が入った「覚書」案を見ても、

抵抗なくオーケーを出したことが十分に納得可能である¹⁷。その時、ノーマンにコメントを求めたかもしれない。

マッカーサーは、ノーマンのレクを受けて、おそらく農村を支配する「封建制」こそが日本軍国主義の温床という問題意識を持って「覚書」を発令させたに違いない。それなのになぜ、農地改革には「空白期間」が生じたのか。さらにもう一つ。なぜ、マッカーサーは農地改革を対日理事会に付議したのか。ノーマンからの「封建遺制」論の注入だけでは、この謎を解くことはできないのである。

3) 農地改革における「マッカーサーの謎 |

遅くなったが、ここで農地改革法成立までの経過を確認しておこう。農地改革は、1945年10月9日に成立した幣原内閣の松村謙三農林大臣が指示して、戦時中の企画院事件から復職した和田博雄農政局長や東畑四郎農政課長、さらに大和田啓氣農政課事務官などの農林官僚が不眠不休で法案を準備し、12月9日のSCAP「覚書」にも後押しされて農地調整法改正法としてまず成立する¹⁸。これが第1次農地改革法である。このように、占領下の諸改革の中でも、ま

^{15 『}マッカーサー回想記』の「占領政策」という章の扉の写真は、なぜか 1947 年 7 月の「東京でのカナダ代表団レセプションに出席のマッカーサー元帥夫妻」というものである(マッカーサー、1965: p.147)。そこで、マッカーサーの横に立つのは、間違いなくノーマンである(夫妻とノーマンの他で大きく写っているのは、皇太子の家庭教師バイニング夫人のみ)。ノーマンは 1946 年 8 月にカナダ政府代表として再来日していた。ところが、キャプションには、ノーマンの名前がない。それは、ノーマンがアメリカ上院で共産主義者という嫌疑をかけられた状態で、1957 年 4 月に赴任先のカイロで自死したことを配慮した可能性が高い。原著の出版は、まだ一般にその記憶が残る 1964 年である。それでも、マッカーサーがこの写真を使ったのは、「占領政策」に対するノーマンの影響の大きさを暗示したかったのかもしれない。なお、工藤美代子が「ある時期まで」というのは、1948 年頃より米ソの冷戦がエスカレートする中で、参謀第 2 部長(G2)ウィロビーによって太平洋問題調査会(IPR)関係者がソ連の諜報工作員として調査され、報告された過程で、ノーマンにもその疑いが強まったためである。

¹⁶ 前章 (2)2)(玉、2020: p.171)を参照。

¹⁷ この用語を挿入させたのは、やはり CIE のベーアストックであったに違いない。なぜなら、彼が三和が言うようにジャーナリストだからではなく、コミュニストだったからである。府中刑務所に収監されていた山辺健太郎は、ベーアストック大尉が面会に来て、「この人はコミュニストで、野坂さんが延安で行なった演説の速記録をもって来てくれました。どうもあなた方のいうのと少し違うのではないかと心配して・・・・。」(山辺、1976: p.216)と述べている。また、「そのほかにも、米軍のなかにコミュニストはたくさんいました」、「だからそんなことが、『解放軍』という幻想を与えた一要素になっているかもわかりませんね」(同: p.217)とも述べている。これは、アメリカの占領政策を考える上で貴重な証言である。

¹⁸ この経過に関しては、大和田(1981)が詳しい。

ず日本政府の手によって法制化されたところに、農地改革の他の改革と異なる最重要な特徴があった¹⁹。

しかし、GHQはこの農地改革案は不十分で あるとして、翌年3月初めにはNRSが反対の 意思を示し(大和田、1981: p.101)、4月12日 には農林省が実施を急いでいた市町村農地委員 会の選挙を GHQ が無期延期にして、第1次農 地改革法は幻の改革となった(同:p.108)。こ の第1次農地改革案をベースに、「覚書」で指 示された 1946 年 3 月 15 日の回答期限に日本政 府が提出した改革案も、先述のように「棚ざら し」され、また NRS がまとめた GHQ 案も留め 置かれ、農地改革は5月29日に対日理事会に 付議されることとなった。この対日理事会での 審議の過程でGHQ案では3町歩であった保有 限度が、英連邦提案の1町歩へと引き下げられ、 それをベースに GHQ が日本政府に第2次農地 改革法を作成させ、その法案が9月に国会に上 程され10月に成立するのである。

さて、この経過に「マッカーサーの謎」を見いだしたのは、地主の保有限度1町歩という英連邦案を書いたオーストラリア代表部の経済アドバーザー、エリック・ワード²⁰であった。ワードは、後に大和田啓氣のインタビューに答えて、端的に語っている。

「この点、実に面白いと思うのは、マッカーサーがなぜ農地改革を対日理事会の議題にしたのかという問題である。日本の憲法という重要な問題について、対日理事会はいうに及ばず極東委員会(The Far Eastern Commission)にも

意見を求めていないのです。マッカーサーは指令の案を1946年4月に(5月9日か-大和田)、ラデジンスキーやギルマーチンに書かせて、最後の最後まで、自分の机の上に保留していて実行しなかった。そして対日理事会に付議したのである。なぜ農地改革を対日理事会に付議したのか、私はわからないのです」(大和田、1983: p.7)。

この疑問は、もっともである。マッカーサー は、自らの占領政策にワシントン(アメリカ本 国) はもちろん、他の連合国が口を挟むことを 極度に嫌っていた。とりわけ、ソ連については。 『回想記』においても、極東委員会と対日理事 会について「ソ連代表ははじめから、この委員 会を宣伝機関に利用しようとし、日本での秩序 ある政治にじゃまを加えることをねらった破壊 的な演説や声明の場に使っていた | (マッカー サー、1964: p.149)、「極東委員会ないしはその 衛星機関である対日理事会から、日本の指導や 再建について建設的な意見が出されたことは、 一度としてなかった | (同:p.150) と断言して いた。特に、対日理事会に対しては、「この機 関がおこなった唯一のことはじゃまをすること と、悪口をまきちらすことだった」(同)とま で言って、農地改革についても一言も触れてい ないのである。

しかし、「農地改革は、対日理事会が重要問題について貢献したまったく唯一のこと」(大和田、1983: p.8)というワードの評価は、多くの研究者の一致する見解である(大蔵省財政史室編、1976: pp.158-159)。それゆえに、「当時

¹⁹ このことから、農地改革は戦前と戦後の連続面を本質規定とするのか、それとも断続面を本質規定とするのか(大石、1975:p.4)をめぐって議論が展開されることとなった。その検討のためには、戦時農業政策にまで遡って論じなければならない。その際、第2次農地改革も、農地委員会制度の活用などについては、第1次農地改革の枠組みをかなりの程度引き継いだものだったことが重要な論点となる(福田、2016:第1章)。と同時に、農地買収方法についても第1次農地改革法を引き継いだことが、きわめて重要である。この点については、本稿に続く第3章(その3)で考察する。

²⁰ エリック・ワードは、オーストラリア人、1946年4月に日本に来て、対日理事会の英連邦代表マクマホン・ボールの経済アドバイザーとして、英連邦案の作成に深く関与した。1947年11月に日本を離れてからはフィリピン総領事や国連経済員会オーストラリア代表、メルボルン大学上級講師、国連事務局などで活躍した(ワード、1997:p.(2))。

アメリカとソ連が中心に動いていた。なぜマッカーサーが方針を変えて対日理事会に諮問したか、私にはわからない」(同:p.7)という疑問は、もっともなことであり、かつ未だに解き明かされていない謎なのである。

この謎は、これまであまり重要視されず、検討もされてこなかった。例えば、農地改革の立法過程に関する研究として代表的な大和田(1981)や暉峻(1984)、長岡(1995)、さらに岩本(2014)なども、主な関心を対日理事会における議論に向け、"なぜ対日理事会に"という謎は問題にしていない。この"謎"に分析のメスを入れたのは、やはり三和(2002)である。

三和は、マッカーサーが対日理事会による占 領政策介入を嫌って、「理事会の機能を封じ込 める作戦をとった」(三和、2002: p.216) にも かかわらず、1946年5月29日に初のSCAP提 案として農地改革を付議したのはなぜか、と問 うている。そして「マッカーサーのねらいは、 三つ考えられる」(同)として、①日本政府に 対日理事会から圧力をかけようとした、②改革 内容をより厳しいものにしようとした、③極東 委員会の政策審議を無効化しようとした、の3 つを検討している。しかし、憲法制定過程を見 ても、マッカーサーの日本政府に対する権力は 絶対的なものであり、①②は問題にならない。 さらに、③についても三和は無理があるとして、 結論としては、「さしあたりは、『マッカーサー の謎』のひとつと言うにとどめるしかない」 (同:p.219) としていたのである。

こうして、この謎の解明は残されたままである。この状態を打開するにはどうしたらよいのか。そこで問題となるのは、これまでの汗牛充棟たる農地改革研究が、農地改革を謂わば「孤立国」のように扱い、農地改革にかかわる事象のみに関心を集中させてきたことである。そこ

には、アメリカの占領政策の中で農地改革がとりわけ重要なものだったという暗黙の前提があったように思われる。しかし、最初に論じたように、マッカーサーにとって農地改革はそれほど優先順位の高いものではなかったとしたら、農地改革は1個の独立変数としてあのゴールに向かっていったのではなく、従属変数として他の改革や国内・国際情勢に影響されて、結果的に、あるいは偶然的に、あの形に到達したのかもしれないのである。

そこで以下では、すでに研究し尽くされたと言ってもよい農地改革それ自体の政策決定過程よりも、マッカーサーの占領統治を取り巻く国際的、国内的な情勢に目をやって、それが農地改革に与えた影響を考察することで、「マッカーサーの謎」に迫ってみることとしたい。

(2) マッカーサーの占領統治と極東委員会

1) ロンドン外相会議

『回想記』でマッカーサーは、「私は日本国民に対して事実上無制限の権力をもっていた。歴史上いかなる植民地総督も、征服者も、総司令官も、私が日本国民に対してもったほどの権力を持ったものはいなかった。私の権力は至上のものであった」(マッカーサー、1964:p.129)と自慢げに回想している。

しかし、実はこれこそが「日本占領の『特異性』の問題」(豊下、1992: p.3) にほかならなかった。というのも、イタリアやドイツなどのヨーロッパの枢軸諸国は、降伏と占領に先立って占領管理体制に関する機関の設置が連合国間で取り決められていたからである²¹。ところが日本については、アメリカのみが詳細な占領政策を練り上げていた一方で、想定よりも早期の降伏によって、連合国内での管理協定や機関が欠落したまま、マッカーサーによる排他的な占

²¹ イタリアやルーマニア、ブルガリア、ハンガリーについては連合国管理委員会、ドイツについては連合国管理理事会の設置が占領に先立って取り決められていた(豊下、1992:p.4)。

領統治が開始されていたのである(同:pp.4-5)。

マッカーサーの権限について四大国が署名な いし合意したものは、いわゆる「バーンズ回答 文 の次の1節、すなわち、「降伏のときより、 天皇および日本国の政府の国家統治の権限は、 降伏条項の実施のため、その必要と認める措置 をとる連合国軍最高司令官の制限の下に置かれ るものとする」(同:p.44) のみであった。これ は、ポツダム宣言に対し「国体護持」を条件と して提示した日本政府に対する、8月11日の連 合国の回答文である。さらにこの権限も、日本 軍隊の降伏処理という「あくまで純軍事的な性 格のものと認識されていた」(同:p.5)。した がって、マッカーサーが言う「至上のもの」と は、マッカーサーの自分本位な解釈であり、既 成事実を先行させることはできても、その権限 は常に、ワシントンはもちろん他の連合国、特 にソ連から脅かされるものだったのである。

その最初の挑戦は、イギリスからであった。 イギリスは、早くも 1945 年 8 月 20 日に連合国 管理理事会(ACC /Allied Control Council)を東 京に設置する案をアメリカに提案した。それは マッカーサーの行動に制限を加えることを意図 したものであった(同:p.12)。しかし、この提 案の翌日に、アメリカはかねて準備していた極 東諮問委員会 (FEAC/Far Eastern Advisory Commission) をイギリス、中国(国民党)、ソ 連の3国に提案した。この委員会の性格は、管 理 (Control) ではなく諮問 (Advisory) とした ところに明瞭であった。しかも、機能の制限の みならず、本部を東京ではなくワシントンに置 くという前例のないものだった。そこには、「ア メリカによる事実上の単独占領あるいは排他的 管理権を、初めて日本において実現しようとす る米政府の強い意志」(同:p.27) が示されてい たのである。

これには当然、イギリスが不満を表明し、自らの案を中国、ソ連に送付した。しかし、中国政府だけではなく、意外にもソ連外相モロトフもアメリカ案に同意する回答を9月7日に行った。ただし、ソ連はイギリス案にも理解を示し、9月11日からのロンドン外相会議で議題とすることを要望したのである(同:p.28)。こうして、この問題の舞台は、ロンドン外相会議に移った²²。

ロンドン外相会議でアメリカは、日本問題を 議題に挙げず、議論を避けようとした。しかし、 アメリカ国務長官ジェームズ・F・バーンズが ポツダム会談以来の懸案であるルーマニアとブ ルガリアの講和問題を持ち出した途端に、モロ トフは態度を急変させ、日本問題を正面から持 ち出して、イギリス案と類似する連合国管理機 構(ACMJ/Allied Control Machinery in Japan) を提案したのだった(同:p.37)。そこには、 「日本問題を、東欧問題とのいわば『取り引き』 として」(同:p.39)使おうとするソ連の思惑が 明瞭であった。

ソ連にとって、ヤルタ会談で合意された「自由選挙」を実施しないまま親ソ政権を成立させたルーマニア、ブルガリアの講和問題が、大戦後の勢力圏保持にとっての大きな弱点であった。この弱点を覆い、既成事実を認めさせるためにも、アメリカの急所を突く必要があった。それこそが、マッカーサーの権限問題と一体の日本の管理体制問題、すなわち「日本問題」だった。

その際、ソ連が占領管理の一翼を担う必要があるとした理由の1つが「日本情勢に対する重大な危惧」(同:p.40)だった。それは、マッカーサーが誰とも相談せずに独断で行動しているだけでなく、天皇ほか旧支配勢力に対してきわめて「寛容」で、このままでは将来、日本が再侵略を企てる可能性を懸念せざるを得ない、という主張だった。この主張は、天皇を戦争犯

²² ロンドン外相会議は、ポツダム会談で開催が決まったもので、米英ソ中仏の5ヵ国外相が出席した。

罪人と見なすオーストラリアやニュージーランドを味方につけ、平等な管理体制を求めるイギリスとも共同歩調をとることができる点で有効かつ効果的な外交戦術であった²³。

こうして、東欧問題と日本問題という米ソ双方が譲れない問題で衝突したことにより、ロンドン外相会議は決裂し、10月2日に一切のコミュニケを出すことなく終わった。それは、これまでの連合国会議を通じて初めての事態だった。この決裂後、ソ連は、10月5日に予定されたジューコフ元帥の訪米を「病気」を理由に突然中止し、また東京に派遣していたグズマ・デレビャンコ中将をモスクワに召喚して、不快感を露骨にアピールした(呉、1989: p.101)。それは、戦後の世界秩序構築に向けたソ連側の外交的な示威行為であり、あくまで米ソ協調を重視するアメリカのバーンズ国務長官に対する強力なプレッシャーとなって、彼を日本問題の妥協案を探る動きへ向かわせることとなったのである。

一方、マッカーサーの独断専行は、ワシントンでも問題となっていた。9月17日、半年以内に20万人の兵力を削減できるというマッカーサーの声明を新聞で知ったトルーマン大統領は、激怒してマッカーサーに帰国を命じた。それをマッカーサーは明確に拒否し、10月19日にもトルーマンは再び帰国命令を出すが、それもマッカーサーは拒否した(豊下、2008:

pp.39-40)_o

その間に、マッカーサーは9月27日に昭和天皇との歴史的な会見を行う。それは、「天皇によるマッカーサーの『占領権力』への全面協力とマッカーサーによる天皇の『権威』の利用を相互確認する」(同:p.60)という歴史的意味を持つものだった。言い換えると、この時から、マッカーサーの占領統治にとって、天皇は欠くべからざるものとなった。しかし、ソ連を始めとする他の連合国からは、それこそが旧支配体制の温存を志向するマッカーサーの独断専行の問題として、強い批判を呼び起こすことになったのである²⁴。

2) 対日理事会と極東委員会

マッカーサーがトルーマン大統領の2度目の帰国命令を拒否した1945年10月頃は、マッカーサーの「辞職説、病気説、帰国説などが乱れ飛ぶ状況にあった」(豊下、2008:p.46)。明らかに「マッカーサーの立場は不安定きわまりないものであったのである」(同)。そこにさらなる火種となったのが、憲法改正をめぐる動きであった。先述のように、マッカーサーは10月4日に近衛文麿に憲法改正に取り組むことを推奨し、近衛も内大臣府御用掛として天皇から大命を受けたかたちをとって25、佐々木惣一京大教授と改憲作業を開始した(古関、2017:

²³ マッカーサーの占領政策が旧支配勢力に「寛容」過ぎるという批判は、ロシアに限らず、ニュージーランド各紙も厳しく批判しており、イギリスの新聞も同趣旨の長文の特派員報告を掲載していた。これに対してマッカーサーは、ロイター通信が占領政策に対し「プロパガンダ」に満ちた記事を送り続けていることにイギリス政府が「注意」を促すように依頼する書簡を陸軍省に送っていた(豊下、1992:pp.295-296)。

 $^{^{24}}$ マッカーサーの政治顧問として9月7日に東京に着任していたジョージ・アチスンですらも、日本において守旧勢力が根強く残っていることをバーンズ国務長官宛てに報告していた(豊下、1992: p.40)。なお、G・アチソンは、中国で長く布教していた宣教師を父に持ち、中国語が堪能であったことから、国務省外交官となっても中国勤務がながく、国務省内では「中国派」に属していた。J・グルー国務次官がマッカーサーの政治顧問として部下で「日本派」のユージーン・ドゥーマンを推したのに対して、バーンズ国務長官が「中国派」の G・アチソンを選んだという経緯がある。このことから、「マッカーサーを監視するために東京に派遣された」(片岡、1999: p.53)とも言われている。しかし、アチスンは 1946 年 4 月 18 日に駐日アメリカ大使に昇格し、22 日には対日理事会の議長代理となって、その頃からはマッカーサーに忠実な政治顧問として農地改革案の策定に重要な役割を果たすこととなる。

²⁵ 東久邇宮内閣の崩壊により近衛は大臣ではなくなったが、11 日には内大臣府御用掛となって憲法改正の作業に着手した。

pp.12-16)。他方で幣原内閣も松本烝治国務大臣 を担当者に憲法問題調査委員会を設置して改憲 の検討に着手した(同:p.19)。

この動きこそ旧支配勢力を温存する危険な動きと警鐘を鳴らしたのがソ連だった(新藤、1985: pp.269)。特に、戦犯の疑いもある近衛文麿による改憲作業は、「明治憲法体制の存続を意味し、自国の安全保障に対する潜在的脅威の増大」(同: p.270)として、「ソ連側の憂慮は、スターリンによって再三繰り返され」、「また当時の『プラウダ』は、そうした警告を繰り返し」(同)た 26 。そこには、日本管理への参画を正当化する意味合いも当然込められており、ソ連は 10 月 23 日に予定されていた極東諮問委員会への不参加を表明して、バーンズに揺さぶりをかけたのである 27 。

このソ連の態度に加え、イギリスは依然として自ら提案した連合国管理理事会(ACC)の設置に拘っていた。この状況下で、ソ連との協調を重視するバーンズによって最初に考案された妥協案は、ワシントンの極東諮問委員会とは別に、東京に連合国軍事理事会(AMC/Allied Military Council)を設置するという「二本立」案だった。この案は、ソ連に提案する前に、10月22日に東京のマッカーサーに打診されたが、マッカーサーの回答は、当然「いかなる理事会も

東京に設置することに反対である」というものだった(豊下、1992: p.206)。しかし、この案こそ、12月のモスクワ米英ソ三国外相会議で合意される「対日理事会」の最初の形だったのである。

マッカーサーも、自らの占領統治を取り巻く環境がきわめて厳しくなりつつあることをひしひしと感じていた。『回想記』にも、「冬(1945年、昭和20年)が近づくにつれて、米国の日本に対する単独管理権を分割しようとするソ連と英国の圧力が一段と強まってきた」(マッカーサー、1964:p.147)と記している。こうした圧力を振り払うためにも、「旧支配勢力の温存」といった批判を打ち消す改革の断行がマッカーサーに求められることになった。

すでに10月4日には、政治的、公民的及び宗教的自由に関するSCAP指令(SCAPIN-93)が出され、思想、宗教、集会、言論、天皇に関する議論を制限していたすべての法律や法令は撤廃されていた。これを受けて翌5日には東久邇宮内閣は瓦解し、「10日には徳田球一らの共産党員を含む3000人の政治犯が釈放された」(古関、2017: p.13)。

これに関しては、5日に府中刑務所に収監されていた徳田球一や志賀茂雄のもとにノーマンと政治顧問部のジョン・エマーソン28が訪問し、戦争犯罪人等に関する情報聴取をしていた(エ

²⁶ こうした批判は、アメリカ国内でも高まったこともあり、11月1日に GHQ は、近衛の憲法改正作業は GHQ の関知するところではないとの声明を出した(古関、2017: p.25)。

 $^{^{27}}$ バーンズは、極東諮問委員会の開催日を 10月 30日に延期してソ連の参加を促したが、ソ連は不参加のまま第1回会議が開催されることとなった。

²⁸ ジョン・エマーソンは、コロラド州生まれで、外交官として国務省に入省し、1936年に初来日、インド、ビルマ、中国などに赴任した後、戦後は GHQ 政治顧問として東京に戻った。赴任先の中国では 1944年 10 月 21 日から翌年 1 月 10 日まで延安に滞在し、「延安滞在中の大部分を日本人と一緒に過ごした」(エマーソン、1979: p.144)。中でも岡野進こと野坂参三と深く交流し、彼が「1932年テーゼと重要な点で相違する党綱領案を起草」(同: p.162)していることを知る。その新路線では、「財産没収は実際的でないとしてしりぞけ、そのかわりに、伝統的地主制度解消への第一歩として、不在地主所有地の政府買い上げを提唱」(同: p.163)していた。つまり、野坂は「無償没収」は考えていなかったことになる。また、「天皇制は改革されるべき」としたが、「もし日本人民が望むならば、天皇の存在を認める」(同)としていた。エマーソンは、ノーマンと共に府中刑務所の徳田球一から話を聞いた際、「天皇に対する態度が野坂と違っていた」(同: p.221)ことに注目していた。また、野坂は帰国翌日に GHQ を訪問しているのは、おそらくエマーソンと再会するためだった(和田、1994b: p.131)。エマーソンは、1946年1月31日には日本を離れ、各地の勤務を経て、1962年にはライシャワー大使のもとで駐日公使も務めている。著書に『嵐のなかの外交官』(エマーソン、1979)がある。

マーソン、1979: p.218)。徳田は出獄声明「人民に訴ふ」を起草して印刷を手配し、10日の出獄に合わせて公表した。声明は連合国軍隊の進駐を「日本に於ける民主主義革命の端緒」として米軍への感謝を述べていた(和田、1994a: p.142)。10月20日には、「アカハタ」再刊1号が発行され、「寄生的土地並に山林原野を主とする遊休土地の無償没収と其農民への無償配分」が中心スローガンとして打ち出された(農地改革資料編纂委員会編、1974: p.962、下線は引用者)。

11月2日には戦前の左右無産政党提携による日本社会党が結成され、9日には日本自由党、16日には日本進歩党など政党の結成が相次ぎ、政治活動が活発化した。10月11日にマッカーサーから五大改革指令を受けた幣原内閣は、労働組合法を異例の早さで法案化し、12月8日に議会提出、22日には交付された。婦人の参政権を含む選挙法改正案は、それより早く、11月に議会提出されて、12月18日に成立した。

教育については、GHQから10月22日に「日本教育制度の行政」に関する覚書(SCAPIN-178)が出され、軍国主義と超国家主義観念に立脚した教育を民主的教育へ転換する等の指示がなされた。また、12月15日には、国家神道廃止に関するSCAP指令(SCAPIN-448)が出され、国教分離と神道の教育に対する影響排除が指示された(大蔵省財政室編、1976:p.187)。

さらに重要なのは、財閥解体である。財閥は、前章(3)4)で見たように、太平洋問題調査会(IPR)第9回ホットスプリング大会(1945年1月)でも、天皇制、「地主的土地所有」と並ぶ日本軍国主義の支柱とされ、農地改革以上に激しい議論がなされていた。GHQはクレーマー経済科学局長が9月末から三井、住友、安田、三菱の各財閥に個別的に解体を勧告し、10月

20日には主要金融・産業会社の解散に関する SCAP指令(SCAPIN-162)が出された。さらに、 解体を渋る三菱などの動きと、厳しい対応を求 めるワシントンの意向を受けて、11月6日には 「持株会社解体に関する覚書」(SCAPIN-244)が 出された(同:pp.198-201)。

こうしてみると、マッカーサーが「農地改革に関する覚書」(SCAPIN-411)を急いだのも、ノーマンからの日本農業認識の注入というだけでは、説明として不十分である。そこにはやはり、次のようなソ連からの批判が強く意識されていたと考えねばならない。すなわち、10月19日にソ連は「天皇制は維持され、反動的統治機構は解体されるどころかそれを通して占領が行われ」、「吉田外相は財閥の解体に公然と反対し、封建的な土地制度の改革も何ら手がつけられていない」(豊下、1992: p.271)と、「封建的な土地制度」の問題を「旧支配体制温存」と結びつけて厳しく批判していたのである。

その一方でバーンズは、スターリンとソチで会談(10月24・25日)したにハリマン駐ソ米大使からの報告にも促迫されて、もっと大胆な譲歩案を提示する決意を固めていた。それは、「二本立」案に加えて、ワシントンの極東諮問委員会を政策決定機関としての極東委員会(FEC/Far Eastern Commission)に改組し、問題の「憲法改正」も政策決定の重要事項に含めるという提案だった。こうして、12月15日からモスクワで開催された米英ソ三国外相会談において、ワシントンに米英ソ中4ヵ国の他に7ヵ国を加えた占領政策を検討する極東委員会²⁹、東京に米英ソ中4ヵ国で構成され、隔週で開催される対日理事会を設置することが、12月27日までに合意されたである。

²⁹ 米英ソ中以外の7ヵ国は、フランス、インド、オランダ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピンである。なお、1949年11月からビルマ(現ミャンマー)とパキスタンが参加した。この内、 米英ソ中の4ヵ国には拒否権が与えられていた。

3) 極東委員会と憲法改正

このモスクワ外相会談の結果は、マッカーサーにとって自らの占領統治を揺るがす重大な事態を意味した³⁰。極東委員会の11ヵ国には、ソ連だけでなく、天皇制の存続に否定的なカナダ、ニュージーランド、オーストラリア、フィリピンが含まれていた。「仮に憲法改正作業が極東委員会の手に委ねられたならば、天皇制の廃止の可能性さえ危惧される状況となった」(豊下、2008:p.140)。これでは、マッカーサーが進めてきた天皇の「権威」を利用する占領統治の根幹が壊されることになる。自らの「権力」と天皇の「権威」は、マッカーサーの占領政策の"両輪"だったからである(同:p.139)。

ここから、マッカーサーの反転攻勢が開始された。先述の国家神道廃止の指令は、モスクワ外相会談開始の日であったが、モスクワで極東委員会の設置が発表された翌日の28日には、「天皇制の根幹をなしていた」諸要素はすでにとり除かれ、「天皇制は破毀され消滅せしめられることになろう」との見解がGHQから表明された(豊下、1992: p.348)。さらに、4日後の1946年元旦には、昭和天皇による「人間宣言」が出され、直ちにマッカーサーは「天皇は・・・・日本国民の民主化に指導的役割を果たさんとしている」とする「歓迎声明」を発表した(豊下、2008: p.139)。

次いで問題となるのが、戦争犯罪に関する天皇の訴追問題である。マッカーサーの決断は、すでに9月27日の天皇との会見で固まっていた。また、東條英機に開戦の責任を押し付けるというシナリオも、ほぼその時点で出来上がっていた(同:第2章)。幣原内閣でも、同様の

趣旨で天皇免責を主張する「戦争責任に関する件」を 11 月 15 日に閣議決定していた (横島、2010: p.215)。一方、GHQ による戦犯容疑者の逮捕は、すでに 1945 年 9 月 11 日に第 1 回逮捕令が出され、東條英機元首相ほか 39 名が逮捕されていた。さらに、12 月には、木戸幸一内大臣、近衛文麿元首相などの天皇側近にも逮捕命令が出され、スガモ・プリズンに収容された人間は年内に 103 人に及んでいた (横島、2010: p.216)。

1月19日、マッカーサーは「極東国際軍事裁判所憲章」(いわゆる「東京裁判条例」)を自らの権限で発した³¹。それには、公務上の地位を免責としないという条項に、ニュルンベルク国際軍事裁判所憲章にはあった「国家の元首」が除かれていた(古関、2017: p.119)。

しかし、その直後の1月22日に、米国統合 参謀本部 (JCS) からマッカーサーに知らされ たのは、ロンドンの連合国戦争犯罪委員会 (UNWCC) ³² においてオーストラリア代表が天 皇を含む62人を主要戦犯リストとして提出し たという報告だった(横島、2010: p.218)。

これに対するマッカーサーの反応は早かった。3日後の1月25日にマッカーサーは、天皇の犯罪行為について「明白確実な証拠は何も発見されていない」としただけでなく、「もしも天皇を裁判に付そうとすれば、占領計画に大きな変更を加えなければならず」、「最小限にみても、おそらく100万の軍隊が必要となり、無期限にこれを維持しなければならないだろう」とアイゼンハワー統合参謀本部長に打電した(山極・中村編、1990:pp.463-464)。実は、統合参謀本部からは前年の11月29日付けで天皇の戦

³⁰ マッカーサーは、12月30日にモスクワ外相会談の結果は関知せずと声明を発表した。

³¹ 戦争犯罪に対する裁判については、米国内での議論が1945年10月3日に国務・陸軍・海軍三省調整委員会でSWNCC57/3としてまとまり、マッカーサーに広範な責任と権限が付与されていた(日暮、2008:pp.60-61)。

³² 連合国戦争犯罪委員会(UNWCC)は、1943年10月にアメリカ、イギリス他17ヵ国(ソ連は不参加)でロンドンに設置されたもので、戦争犯罪の調査や容疑者リストの作成を主な職責とし、日本については極東太平洋特別委員会が設置されていた(日暮、2008:pp.55-56)。

争犯罪行為の有無に関する情報・資料の収集が 指示されていた。それをサボタージュしてきた マッカーサーが、ここへ来て"犯罪行為無し" との明確な回答を行ったのである。

こうして、天皇の不訴追はほぼ確定した。残るは憲法改正のみである。極東委員会の発足は、2月26日と決まっている。極東委員会で決定があれば、マッカーサーといえどもそれに拘束されることになる。しかし、その発足以前であれば、降伏条項の実行者としてのマッカーサーに「無制限の権限」があると示唆するメモ「最高司令官のためのメモ・憲法の改革について」が、ホイットニー民政局長からマッカーサーに渡されたのが2月1日であった(豊下、1992:pp.350-351)。

マッカーサーがホイットニーに3原則(①天皇は国の最高位の地位にある。②国権の発動たる戦争は廃止する。③日本の封建制度は廃止する)を示して憲法草案の作成を指示したのが2月3日である。周知のように、翌4日から民政局次長 C・L・ケーディス陸軍大佐を中心とする GHQ 民政局メンバーによる極秘の憲法草案作成が開始された。なお、ここで3原則の3番目にある「封建制度の廃止」とは、「貴族の権利は、皇族を除き、現存する者一代以上には及ばない。華族の地位は、今後はどのような国民的または市民的な政治権力も伴うものではない。予算の型はイギリスの制度にならうこと」(古関、2017:pp.130-131)であって、土地制度を問題とするものではなかった。

一方、日本政府はGHQにせかされて、松本 憲法問題調査委員会が2月9日に「憲法改正要 綱」をようやくGHQに提出した33。そして、 それへの回答がなされるものと、吉田茂外相、松本国務大臣らが民政局を訪問した2月13日にホイットニーから手交されたのが、GHQ憲法草案だった。その時の日本側の記録には、「『マカーサ』元帥が米国内部の強烈なる反対を押切り天皇を擁護申上くる為に非常なる苦心と慎重な考慮を以て之なら大丈夫と思う案を作成せるもの」(古関、2017: p.179、原文はカタカナ)とホイットニーから説明されたとある。マッカーサーが何としても阻止しようとしたのは、2月26日発足の極東委員会が天皇の地位を脅かすことであった。草案作成は、極東委員会発足に対する先手必勝の「先制攻撃」と言えるものであった(豊下、1992: p.349)34。

GHQ憲法草案の手交を受けて、日本政府内は混乱を来すが、ついに2月26日の閣議でGHQ案を正式に受け入れて「日本案」を作成することを決定した。それは奇しくも極東委員会の発足の日だった。その結果、GHQ草案を「日本化」した「憲法改正草案要綱」が3月6日に発表され、同時に天皇の「勅語」、さらにマッカーサーの「余が全面的に承認した新しき且つ啓蒙的なる憲法」を支持する「声明」が発表されたのである(古関、2017: p.224)。

この波紋は大きかった。なぜなら、極東委員会は言うに及ばず、米国国務省、さらにはGHQ内の政治顧問G・アチソンですら、「寝耳に水」の出来事だったからである(豊下、1992:p.354)。特に憲法改正についての権限を有する極東委員会は反発し、憲法案が可決される前にこれを審査する機会が同委員会に与えられるべきであるとする「指令」を、アメリカ代表を含む全員一致で3月20日に発した。ここ

 $^{^{33}}$ この提出以前に、「憲法問題調査会試案」は 2 月 1 日に『毎日新聞』にスクープされ、GHQ の知るところとなっていた。その内容は、国民の権利規定も不十分で、天皇制についても明治憲法そのままか、少々の修正であるなど、時代を見誤ったものだった(古関、 2017 : 2 2 2 3

³⁴ 吉田茂も、総司令部はなぜ急いだか、という問いに対して、「総司令部側が口癖のように言ったのは、自分達の言うとおりにすることが、極東委員会あたりとの関係で、結局天皇のおためになるのだということであった」(吉田、1998: p.30)と証言している。

から11月3日の日本国憲法公布まで、極東委員会は言うに及ばず各方面とマッカーサーとの間で憲法をめぐる戦いが展開されることになる。農地改革が対日理事会に付議されたのは、そうした最中の5月末であった。

(3) 歴史上の社会主義と農地改革

1) 東欧問題の本質

極東委員会と対日理事会の設置を決めたモスクワ外相会談は「第2のヤルタ」と言われるように(豊下、1992: p.328)、米ソが互いに譲歩して双方の占領地域を勢力圏として認め合うものだった。アメリカは、極東委員会に対し政策決定権を与え、ソ連には拒否権を与えたが、緊急事態における「中間指令」という拒否権を事実上無力化させる条項は確保した³⁵。一方、ソ連は、ルーマニアとブルガリアの臨時政府にそれぞれ2名の非共産系閣僚を参加させるという譲歩の下で講和条約への道筋をつけた。この両者は、明らかにパラレルの関係だった(呉、1989: p.109) ³⁶。

しかし、歴史的にみれば、バーンズの「パッケージ取引」で合意にこぎ着けたモスクワ外相会議こそ、米ソ協調の終わりでもあった。年が明けると2月9日にスターリンがボリショイ劇場で、資本主義と社会主義は両立しない、両体制の対立は不可避という演説を行い(下斗米、2011: p.91)、その月の22日には、臨時駐ソ大

使のジョージ・ケナンが「ソ連との関係悪化もやむをえない」(スラビンスキー、1991: p.49)とする有名な「長文電報」³⁷でソ連封じ込めをトルーマンに提案した。そして、3月5日にはチャーチルが著名な「鉄のカーテン」演説をアメリカのミズーリ州フルトンで行った。明らかに、米ソ両国は、冷戦へ向かって歩み始めたのだった。

それなので、日本国内の検討の前に世界の動き、特に日本問題と対をなしていた東欧問題の本質を見極めておく必要がある。なぜなら、そこに農地改革の世界史的意義を鮮明にする鍵があるからである。ソ連は、なぜルーマニアとブルガリアの掌握に手こずったのだろうか。それは、両国にアメリカの支援を受けた非共産系の政党が一定の影響力を持ち続けていたからである³⁸。それがマニウをリーダーとするルーマニアの全国農民党であり³⁹、ペトコフをリーダーとするブルガリアの農民同盟であった⁴⁰。つまり、両方とも農民・農村を支持基盤とする政党だったのである。

ここに、農地改革を考える上で極めて重要な、 "土地制度における2つの型(タイプ)"の問題 がある。筆者はすでに、玉(1994:第7章)に おいて、世界には大きく分けて貴族的大土地所 有の型と農民的小土地所有の型の2つがあり、 両者は区別して論じなければならないことを強 調していた。というのも、マルクス・レーニン

^{35「}中間指令」とは、「緊急事態発生」の際にアメリカが単独で出すことのできる「指令」のことであるが、ただし憲法問題には「中間指令権」は与えられていなかった(古関、2017:p.115)。

³⁶ ソ連側には、「日本への権利を捨てても核開発を優先し、そのためにウランを確保したい」という核問題があったと、下斗米伸夫は分析している(下斗米、2011: p.91)。当時、有力なウラン鉱は、ロシアで見つかっておらず、ブルガリアにあったからである。

³⁷ これはジョージ・ケナンがモスクワから送った長い電報のことで、ソ連の対外行動の論理を描き出し、アメリカ内の対ソ強硬派の主張を正当化する論拠を提供することで、その後の対ソ封じ込め政策につながるものだった(細谷、2010:pp.171-172)

³⁸ ルーマニアやブルガリアには、アメリカ国務省から政治代表が派遣されており、とりわけ、ルーマニアのバートン・Y・ベリーとブルガリアのメイナード・B・バーンズが、ルーマニアであれば全国農民党指導者マニウ、ブルガリアであれば農民同盟のディミトロフ(コミンテルン元議長とは別人)やペトコフを支援して活動していた(豊下、1992:第5章第2節)。

³⁹ マニウをリーダーとする全国農民党については、柴田 (1975b) の第4章第3節以下を参照。

⁴⁰ ペトコフをリーダーとする農民同盟については、柴田(1975a)の第3章第4節以下を参照。

主義の史的唯物論は恐ろしくシンプルで、封建制からブルジョア革命(=土地制度改革)を経て資本主義へ至るという定式化(=単線的な発展史観)により、世界各国の多様な土地制度、それも2つに大別される型の違いを、「封建制」という曖昧な「範疇」に押し込めて等閑にしてきたからである。

前章の(1)3)で見たコミンテルンの「32年テーゼ」が、よりによって典型的な農民的小土地所有の型である日本の農地制度を、ロシアや東独と同様の「地主的土地所有」としていたところに、そのシンプルで誤謬に満ちた歴史理論の特徴が端的に示されていた。にもかかわらず、マルクス・レーニン主義の致命的な欠陥といえる"権威主義"によって、世界の多くの研究者がマルクス、レーニン、スターリンの絶大な"権威"にひれ伏して、事実を見るのではなく、シンプル故にわかりやすい議論に囚われていたのである。

実際、東欧の農業も一律ではなく、2つの型に分かれていた。すなわち、「ハンガリー、ポーランドはユンケル⁴¹ 的大経営を中心とした粗放大穀作農業、ルーマニア、ブルガリアは零細農の粗放な自給型農業」(字高、1956: p.109)だった。中でも「ブルガリアが典型的な小農民国であって、大土地所有はさして大きな意味をもっていない」(字高、1953: p.8)。つまりは、「過度の人口密度からくる『土地不足』が原因であるがゆえに、土地再配分には多くを期待できない」(同、p.12)のであった。まさに、日本と同じように、農民的小土地所有と農地に対する「人口過剰」が農業問題の根源だったのである。

この違いは、ソ連の占領下で実施された農地 改革にはっきりと示されていた。すなわち、農 地改革で収用・分配された農地の"全耕地面積 に占める割合"は、順にポーランド23.7%、チェ コスロバキア 19.4%、ハンガリー 23.5%に対して、ルーマニアは 8.2%、ブルガリアに至っては 3.4%でしかない(宇高、1956: p.124 第 15表)。しかも、ドイツ人や反逆者・ファシスト諸団体の所有地没収は共通だが、前 3 国が概ね50ha 以上を収用対象としたのに対し、ルーマニアはそれに加えて最近7年不耕作の20ha 以上の農地、ブルガリアに至っては耕作農家の20ha(南ドブルジア30ha)以上の農地、不耕作地主は3ha以上の農地まで収用していた。つまり、ルーマニア、ブルガリアは、より小規模の所有者からも農地を収用していたにもかかわらず、分配地の比率が大幅に少なかったのである。

この違いにこそ、同じソ連占領下にもかかわ らず、ルーマニアとブルガリアで非共産系の、 かつ農民支持基盤の政党が影響力を持った理由 を解き明かす鍵がある。前章(1)1)のポーラ ンドの場合を思い起こせば、「労働者旅団」や 赤軍・ソ連内務人民委員部(NKVD)が農村に 出かけて、大土地所有者・経営者を追放・逮捕・ 処刑して農地を収用し、それを農民だけでなく、 移住民や難民・失業者に分配することで労働者 党(共産党)の政権基盤を固めたのが農地改革 であった。それは、ポーランドがユンケル的大 土地所有の国だから可能となった方策であり、 元々農民的小土地所有のルーマニアやブルガリ アでは有効性が乏しかったのである。それどこ ろか、小農(家族農業)を基盤とした全国農民 党や農民同盟こそが、ソ連の支配に対する強力 な抵抗勢力となったのである。

この観点から、歴史上初の社会主義を出現させたロシア革命を振り返ってみよう。下斗米伸夫は「ロシア革命が労働者革命というのは神話に等しい」(下斗米、2017:p.40)と断じている。ロシアの工業労働者は人口の2%、それも戦時中は女性と子供だった。「つまり労働者もほと

^{41「}ユンケル」とは「ユンカー」と同義語で、「もとは若い貴族の意」で「大農場を経営する領主貴族の呼称」 (『広辞苑』)。

んどいないところで『プロレタリア権力』が生じた」(同)のである。その際、ロシアは、典型的な貴族的大土地所有の国であった。その下で耕作する農民たちの「土地の均等配分・共同利用、土地利用での平等といった伝統的要求」を基盤とした「農民革命はこの点で『社会主義』と接点をもち、結果的にはレーニンが進めた首都の急進的な革命を支えた」(同:p.41)のである42。

こうして見ると、歴史上の社会主義と農地改革、それも貴族的大土地所有の国の農地改革との深い関係が見て取れるだろう。と同時に、東欧問題の本質もこの土地制度の2つの型に起因することが明らかだろう。ユンケル的大土地所有を特徴としたポーランド、チェコスロバキア、ハンガリーでは、農地改革により広い農地の収用と多数の救貧層への分配が可能であったのに対し、日本と同じ農民的小土地所有であったルーマニアとブルガリアでは収用・分配する農地の不足から農地改革が権力掌握の有効な方策とならなかったのである。

ブルガリアの農地改革は、ソ連占領下の東欧諸国では最も遅く、日本で憲法改正が大問題として登場していた1946年3月11日に布告された⁴³。それとほぼ同じ3月5日に布告され直ちに断行されたのが、北朝鮮の農地改革だった。ヨーロッパと違って、東アジアは基本的には農民的小土地所有の型である。その中にあって、北朝鮮における農地改革とは、どのようなものだったのだろうか。

2) 米ソによる朝鮮半島の分割占領

大戦後の朝鮮独立を公約したのは、1943年 11月の米英中のカイロ会談だった。その時点で すでにアメリカは、朝鮮が自治能力を獲得する までの間、米中ソ3国で信託統治する案をもっており、1945年2月のヤルタ会談でその内容が合意された。その際、信託統治の期間は、外国軍隊は駐留しないこととされていた(呉、1989:p.97)。その後、5月にモスクワを訪れたハリー・ホプキンス米大統領特使からスターリンに対し、信託統治にイギリスも加え、その期間は5年か10年という構想が語られた(李、2003:p.208)。

問題は、1945年7月のポツダム会談である。本来なら大戦後の朝鮮について具体的な指針が議論されるべきであったが、何らの議論もなく終わった。これは、原爆実験成功を背景に、アメリカがソ連参戦前に対日戦を終結させる政策変更を行ったためと言われる(呉、1984:p.29)。ところが、ソ連は原爆が長崎に投下された8月9日に対日参戦し、それに続く日本の降伏によって、「この地域に勢力の真空状態が」(李、2003:p.212)生じることとなった。アメリカは、急遽、一般命令(General Order)第1号を決定し、38度線での分割案を8月15日にソ連に提案し、ソ連がそれを受け入れて朝鮮半島の分割占領が開始されたのだった。

朝鮮半島の分割占領で先行したのはソ連だった。8月9日から満洲への侵攻を開始したソ連軍は、8月15日以前に国境を接する北朝鮮の威鏡北道雄基(現在の先鋒)に進出して日本軍と交戦していた(李、2003:p.261)。ただし、本格的進出は16日以降で、8月18日にようやく停戦となり、24日には平壌を掌握し、8月末までには朝鮮北部全域にソ連軍が進駐を終えた(同:p.262)。

権力の移行についても、ソ連軍は8月25日 に一旦、日本の行政機関の利用を布告したが、 その日の内に撤回し、一切の行政権を朝鮮人側、

⁴² その際、ロシア革命が第2次大戦後の「人民民主主義革命」下の農地改革と違うのは、一切の農地が国有とされことである。

⁴³ 各国の農地改革の布告を早い順に記せば、ポーランド (1944.9.6)、ハンガリー (1945.3.15)、ルーマニア (1945.3.20)、チェコスロバキア (1945.6.21)、そしてブルガリア (1946.3.11) であった。

すなわち人民委員会に引き渡すことを約束した。8月26日には司令官チスチャコフ大将が「朝鮮人民に」という声明を発表し、「あなたがたは、自由と独立を取り戻した。今は、すべてのものがあなたがたの努力いかんによるのである」と述べ、最後は「解放された朝鮮人民万歳!」と結んでいた(同:pp.268-269)。

これに対して、米軍はやっと9月8日になって第24軍司令官ホッジ中将が仁川に上陸し、同時に一切の行政権は当分の間、マッカーサー太平洋軍最高司令官にあるとする布告を行い、軍政を開始した。とは言っても、「占領軍を各地方に浸透させることができたのは10月末になってからであった」(同:p.262)。一方、朝鮮民衆の独立に向けた動きは早く、8月15日には呂運亨を委員長に朝鮮建国準備委員会が設立され、直ちに1万人を超える政治犯が釈放され、活発な運動が展開されていた4。米軍の占領統治は、こうした動きを十分に踏まえたものとは言えず、朝鮮民衆の心情を的確に捉えたのは、明らかにソ連軍の方であった。

こうした南北での非対称な動きに加えて、38 度線が固定化される最初の契機となったのが、10月2日のロンドン外相会談の決裂だった。この決裂を受けて、10月11日にソ連軍はソウルに派遣していた連絡将校団を平壌に引き揚げてしまい、これ以降、米ソ両軍間の制度的な連絡経路はなくなってしまった(呉、1989: p.102)。その2日後の13日には、ソウルの朝鮮共産党から独立した組織である「朝鮮共産党北朝鮮分局」が発足し、14日開催の「ソ連解放軍歓迎平壌市民大会」には、パルチザン闘争ですでに「伝説的英雄」となっていた金日成が初めて公衆の前に登場して演説を行った(李、2003: p.308)。

こうした事態の進行にもかかわらず、アメリカは依然として信託統治に拘り続けており、10月24日には国務・陸軍・海軍三省調整委員会において信託統治が改めて確認された(呉、1989:p.105)。アメリカには、朝鮮が「極東に移植されたポーランド問題」という認識があり⁴⁵、それを避ける方策として四大国による信託統治が位置付けられていたのである。こうして、朝鮮半島をめぐる決着は、12月のモスクワ外相会談に持ち込まれることとなった。

しかし、バーンズは、朝鮮問題をソ連との決裂を回避するための妥協の駒として使い、自らの提案を引っ込めて、ソ連案の内容で合意した。12月28日に発表されたその内容は、第1項で朝鮮に臨時民主政府を樹立するとしたが、第2項では米ソ両軍による共同委員会(Joint Commission)を設置して、すべてを同委員会に委ねるものとした。さらに第3項では、臨時民主政府は四大国の信託統治下に置くとしたのである(呉、1989: p.107)。

しかし、この合意案がむしろ朝鮮半島での政治的混乱の引き金となった。なぜなら、朝鮮全域で信託統治反対を叫ぶ、いわゆる反託運動が燃え上がることになったからである。朝鮮民衆の間には、信託統治など必要なく、独立して当然という思いが充満しており、とりわけ南朝鮮地域ではそれが進歩派と保守派の対立の火種となって米軍の占領統治を難しくした。他方、北朝鮮地域では、ソ連軍が民族主義指導者の曺晩植を拘禁して反託運動を封じ込め、臨時民主政府に移行するための政権機構の創出が開始された。

こうして、北では1946年2月8日に金日成を主席とする「北朝鮮臨時人民委員会」が発足し、「発足大会で演説に立った金日成は、唯一

⁴⁴ これは、朝鮮総督府政務総監遠藤柳作が在留法人保護のため、有力な朝鮮人指導者の呂運亭に治安維持への協力を要請した結果であった(李、1994:p.57)。

⁴⁵ これはポツダム会談に臨んだヘンリー・L・スティムソン陸軍省長官が大統領に提出した政策メモの一節である (李、2003: p.211)。

の具体的政策として<u>無償没収、無償配分方式の</u> 土地改革を唱え、3月5日にそれをさっそく実施した」(同:p.111、下線は引用者)のである。 それは、言うまでもなく3月20日に開催が予定されていた米ソ共同委員会の前に、政権基盤 を固めるためのものであった。

一方、軍政下の南でも、米軍が建国準備委員会による「人民共和国」組織に解散命令を出し、アメリカから帰国した李承晩や重慶から戻った金九を中心とする南朝鮮大韓国民民主議院を南の代表とする方向へ誘導が図られた(李、2003:p.256)。こうして最初の米ソ共同委員会が3月20日から5月6日まで開催されたが、信託統治に反対の政党や社会団体の扱いをめぐる対立から委員会は物別れとなってしまった。翌年も3月から5月にも共同委員会は開催されたが、何らの合意に達することはなく、朝鮮半島の分断は既成事実化してしまうのである。

3) 北朝鮮農業の特質と農地改革

日本の統治下にあった朝鮮の農業構造は、水田を中心とした零細農耕という点で、日本とも類似しており、言うならば東アジア的であった。それは先に述べた土地制度の2つの型で言えば、農民的小土地所有の型と言うこともできる。その意味で、北朝鮮の農地改革は、日本との対比のみならず、日本の農地改革へ与えた影響を考えるためにも少し詳しく見ておく必要がある。

進駐を終えたソ連軍は、1945年9月14日に司令部政治委員クロチャルが「土地問題はもっとも重要な問題であるから、人口数に比例して土地を再配分しなければならないし、土着地主の土地に対しては、自分が耕作している土地以外はこれをすべて没収」(田村、1971:p.130)しなければならない、という対朝鮮統治政策を発表した。当時、北朝鮮人口の7割が農業に従事し、しかもその大半が"貧農"であったことから、「農地改革は、ソ連占領当局にとってとくに重要な政治的機能を」(李、1965:p.116)

持っていたのである。

それを受け、9月にソウルで再建された朝鮮 共産党は、25日に中央委員会名で「現情勢とわれらの任務」を発表し、「朝鮮革命の現段階」 について以下のように述べていた。「今日の朝 鮮はブルジョア民主主義革命の段階を歩んでいるので、民族的完全独立と土地問題の革命的解 決がいちばん重要で、中心的課題である」、「な によりもまず日本帝国主義者と民族反逆者と大 地主の土地を報償を与えずに没収し、これを土 地のない、あるいは少ない農民に分配すること であり、土地革命の進行過程にあって、朝鮮人 中小地主の土地については自己耕作地以外のも のは没収し、これを耕作者の労力と家族の人口 数比例によって分配することである」(神谷編、 1976: p.16、下線は引用者)としていた。

ここには、①地主からは無償で没収する、② 自己耕作地以外はすべて没収する(小作地を無くする)、③耕作者の労力と家族の人口数比例 で分配する、という後の北朝鮮における農地改 革の基本原則がすでに示されていた。残る論点 は、何町歩以上の地主を没収対象とするか、没 収した農地は国有化するか私有地として分配す るのか、の2点であった。

この2つの論点は、1946年2月から3月にかけソ連内部で、没収対象を5町歩以上、没収地は国有とする国防省(沿海州軍管区)と、10町歩以上、分配後は私有とする外務省(外務人民委員部)の間で議論となったが(木村、1999:p.17)、金日成を主席とする北朝鮮臨時人民委員会は3月5日に、規模は5町歩以上とし、分配地は私有権を与えるという最終案で布告を行った。その理由は、農地改革の目的が「封建体制を根絶する『反封建・民主主義革命』の遂行」(同:p.18)だからとされた。東欧と同様に「反封建=民主化」こそが、第2次大戦後のソ連占領下における農地改革の絶対的な名分だったことに改めて注目しておく必要がある。

この結果、3月5日「北朝鮮土地改革に関す

表1 北朝鮮のカテゴリー別の没収農地の面積と戸数

カテゴリー	農地面積		戸 数	
	実数 (町歩)	比率 (%)	実数(戸)	比率 (%)
①日本国家・日本人の農地	111,561	11.3	12,919	3.1
②民族反逆者・逃亡者の農地	12,518	1.3	1,366	0.3
③ 5 町歩以上所有地主の農地	231,716	23.6	29,683	7.0
④小作に出していた者の農地	613,243	62.3	374,554	88.6
⑤教会・寺院・宗教団体の農地	14,916	1.5	4,124	1.0
没収地の合計	983,954	100.0	422,646	100.0

原注)『朝鮮民主主義人民共和国国民経済発展統計集 1946-1963』

出典) 田村(1971) p.143 の表を一部修正。

表 2 北朝鮮のカテゴリー別の分配農地の面積と戸数

カテゴリー	農地面積		戸 数		
	実数 (町歩)	比率 (%)	実数(戸)	比率 (%)	
①雇農	21,960	2.2	17,137	2.4	
②農地のない農民	589,377	61.1	442,973	61.1	
③農地の少ない農民	344,134	35.7	260,501	36.0	
④移住して耕作する地主	9,598	1.0	3,911	0.5	
分配地の合計	965,069	100.0	724,522	100.0	

原注)表1に同じ。

出典) 田村 (1971) p.147 の表を一部修正

る法令」は、没収対象を①日本国家・日本人の 農地、②民族反逆者・逃亡者の農地、③5 町歩 以上朝鮮人地主の農地、④小作に出していた者 の農地、⑤5 町歩以上の教会・寺院・宗教団体 の農地、の5カテゴリーとした。一方で分配は、 ①雇農、②農地のない農民、③農地の少ない農 民、④移住して耕作する地主、の4カテゴリー とし、配分面積は次の計数で家族ごとに点数化 された。男(18~60歳)・女(18~50歳)1.0 点、青年(15~17歳)0.7点、小児(10~14歳) 0.4点、幼児(9歳以下)0.1点、男(61歳以上) 0.3点、女(51歳以上)0.3点(田村、1971: p.146)。年齢は毎年変化するものである。これ は、まるで戦時期の食糧配給制度に似た極めて 機械的平等主義と言えるものだった。

その実施過程は後に見るとして、結果を示し

たのが表1と表2である。まず、没収地の合計は、北朝鮮総耕地面積(1,982,342 町歩)の約50%にもなり(田村、1971: p.143)、小作地はなくなった。没収地の構成比は、カテゴリー①(以下、C①と略)が意外に少なく1割程度で、C③も23.6%でしかない。過半の62.3%を占めるのはC④、つまり、5町歩未満で小作に出されていた農地だった。戸数比率で見ても、このC④が88.6%と圧倒的である。他方、分配は、面積・戸数共にカテゴリー②(以下、c②と略)、つまり農地をもたない農民が過半の61.1%を占めていた。これは、土地に対する「人口過剰」がいかに深刻だったかを表している。

「5 町歩以上」という東欧の「50ha 以上」に 比して極めて小規模の基準でも、没収地の比率 が23.6%(東欧と同じ全耕作面積対比では

表3 農地所有者の構成(北朝鮮と日本)

単位:%

	所有者数			所有地面積	
	北朝鮮	日本	青森県	北朝鮮	日本
1 町未満	55.7	74.9	65.2	5.5	32.1
1町~5町	37.4	21.9	31.4	40.3	37.9
5町~10町	5.0	2.2	2.4	27.3	12.8
10 町~ 50 町	1.8	0.9	0.8	18.7	12.5
50 町以上	0.1	0.1	0.1	8.2	4.7
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- 出典) 1. 北朝鮮は、農地改革記録委員会編(1951) p.1292 の第6表より1941-42年の数字。
 - 2. 日本は、五十棲(1956) p.175 表 4 より 1935 年の数字。
 - 3. 青森県は、栗原(1974) p.91 第 33 表より 1939 年の数字。

表 4 朝鮮・日本における農家の構成

単位:%

	自作農	自小作農	小作農	火田民	計	小作地率
南朝鮮	12.7	26.4	60.6	0.4	100.0	65.3
北朝鮮	23.9	26.1	44.9	5.1	100.0	52.1
日本	31.1	42.1	26.8	0.0	100.0	45.5

- 出典) 1. 朝鮮は、細貝 (1977) p.734 表 1 より。農家比率は 1932 年、小作地率は 1936 年。
 - 2. 日本は、栗原(1974) p.76 第 24 表、p.78 第 25 表より。共に 1940 年。
- 注) 1. 火田民は、山林高地で焼畑を営む農民のこと。

11.7%)に過ぎないことは、北朝鮮がやはり農民的小土地所有の型であることの証明である。だから没収農地の6割は、5町歩未満という中・小規模の農地所有者から没収されたものだった。同時に、没収農地の過半がc②「農地のない農民」に分配された点も重要である。なぜなら、この土地を持たない農民の大量存在こそが北朝鮮農業の重要な特質であり、おそらく東アジア的特質46と言うべきものだからである。

それを表3、表4の日本との対比で確認して みよう。表3は、農地所有者の構成を対比した ものである。日本は、集約的で零細な西日本と 1期作で比較的規模が大きい東日本に分かれる ので、北朝鮮と環境が類似した青森県も示した。 この表3から、5町以上では、所有者数でも面 積でも北朝鮮の比率の方が高く、日本が北朝鮮 以上に大地主が少なく典型的な農民的小土地所 有だったことが分かる。特に、1町未満の所有 者比率が74.9%を占め、その面積比率も32.1% も占めている。北朝鮮の1町未満は所有者では 55.7%と過半を占めるが、その面積比率はたっ たの5.5%で、ほとんど農地を持たないに等しい

⁴⁶ 野田公夫は、呉 (2010) へのコメントとして、「中国では地主制の問題は言われていたほど決定的ではなくて」、「問題を『過剰人口』という側面でつかまえた方がフィットする」(野田、2010:p.75) と述べている。このコメントからも、貴族的大土地所有から導かれた「地主的土地所有」や「地主制」などではなく、農民的小土地所有の下での土地に対する「人口過剰」こそが、東アジアにおける農業構造の本質的な特質だったことがわかるだろう。

農民が多かったことを示している。

表4で自小作別の構成比を見ると、南朝鮮が最も小作地率が高く、農地を持たない小作農が6割も占めている。北朝鮮は、3者の中では中間的だが、小作農と火田民を合わせれた比率は50%にもなり、日本の26.8%よりははるかに多い。要するに、日本は農家の7割以上が農地を所有していたのに対し、北朝鮮は農家の半分は土地を所有せず、持っていても極めてわずかだった。それが、表2でc②が61.1%、c③が36.0%を占めた理由である。

このようにして、大地主が少ない農民的小土地所有の型であっても、日本と比べると農地を持たない農民、少ししか持たない農民が大多数を占めたところに南を含めた朝鮮農業の特質があった。それは、土地所有における格差よりも、土地に対する「人口過剰」の深刻さに起因するものだった⁴⁷。この構造的特質から一切の小作地を没収対象として中小所有者からも農地をかき集め、多数の農地を持たない農民等に機械的かつ平等に分配することで、共産党は「党員を大きく増やし、農村における権力基盤を築くことに成功した」(木村、1999: p.40)のである。

4) 北朝鮮における農地改革の実施過程

北朝鮮における農地改革の実施過程は、一言で言えば"乱暴"そのものだった。日本では2年かかった農地改革を1ヶ月で終わらせたのである。それは、既述の米ソ共同委員会開催の前に実績を示すという意図だけでなく、4月の播種期の前に終えるためだった(木村、1999: p.37)。確かに、買収と売渡ではなく、無償没

収・無償分配であったことが事務手続上の手間 を省いたかもしれない。しかし、それが短期決 戦と相まって、厳密性を蔑ろにし、恣意性を容 認する要因ともなった。

特に重要な特徴に、「地主は、小作地を没収されたのみならず、追放処分を受けた」(同:p.20)点がある。それは、「農村における従来の権力構造の破壊、共産党の支配の確立」(同:p.38)のためだった。土地改革法第6条には「自己労力によって耕作しようとする地主は・・・・他の地方において土地を所有することができる」と書かれていた(同)。これこそが、表2のc④の意味であり、それは戸数で0.5%、分配面積で1%に過ぎないものだった。むしろ、この条項が「じっさいには追放の法的根拠となった」(同)のである。

5 町歩以上所有の農地没収は、「反抗せず土地を差し出した者をすべて追放する、反抗した者には『階級独裁』を実施して拘束・鎮圧するという厳しい内容だった」(同)。しかし、日本の統治が崩壊した後の行政組織である人民委員会は、地方に十分確立していたわけではなかった。そのため、地方の共産党員が独自に「土地改革実施委員会」を組織する例もあり、地方により没収・追放の基準もまちまちで、農地没収・地主追放における恣意性が顕著だった(同:p.22)。

他方で、「農民は最初土地改革令に疑いを持った。彼らは土地が持主に代価も払わず配分されることなど信じようとしなかった。・・・他人の財産を、保障もせずに取り上げることができるのだろうか」(李、1965: p.121)。また、「土地改革に無関心、消極的であったり、地主に同情

⁴⁷ 鬼頭宏は、日本の近世後期に出生率が抑制され、人口成長が停滞したことで、むしろ「農民の生活水準が 比較的高く維持、ないし向上」(鬼頭、1994: p.203) され、それが明治以降の工業化の時代を準備したと いう評価を、人口増加が継続して19世紀に窮乏化の極みに達した清朝中国と比較して論じている。農民的 小土地所有のもとで土地に対する「人口過剰」が農業問題の根源というのが農業問題の東アジア的特色と しても、日本は近世後期の人口停滞があったことで、土地を持つ農民が多数派となり、朝鮮半島や中国と 比較すると「人口過剰」の深刻さが相対的に緩やかだったと言える。また、この近世後期に成立した「イ エとムラ」がその後の日本農業の基層構造となった。この点については、玉(2021a、2022)を参照。

する小作農が少なくなかった」(木村、1999: p.24) ⁴⁸。今の政権がいつ転覆するかもわからず、地主との「パトロン-クライアントの関係」もあった(同)。

「数世代にわたり一片の土地すら所有したこともなかった」農民家族には、「タダの土地という誘惑」(李、1965: p.121) も確かにあった。それでも「農民の良心は曇っていなかった。彼らから土地改革計画を言いだしたわけでもないし、実際にはこれを嫌っていた。しかし、農民も地主と同じく、手も足も出なかったのだ」(同)と李庭植は述べている。

このため共産党は、農地改革の実施にあたって「各企業・工場・鉱山・発電所の労働者、学生・諸団体員を動員し、土地改革支援隊として農村に派遣した」(同:p.26)。そして、「地主は搾取階級で農民は被搾取階級だ」(呉、2010:p.49)という新たな"階級的言語"を農村に注入していった49。また、この過程は、絶対的権力として君臨した「ソ連軍の直接の関与」(木村、1999:p.39)の下で実施されたことも忘れてはならない。

こうして北朝鮮共産党は、"階級意識に目覚めた農民"を党員として増やしていった。「金日成の報告では、48年3月までに党員総数は70万人を超えたが、このうち37万4千人は"貧農"出身だった」(李、1965: p.123)。農民同盟に組

織された農民も、1946年4月の80万人から7月には180万人になっていた(同:p.124)。農地を持たない、あるいはほとんど持たない農民家族に農地を無償で分配することにより、北朝鮮共産党は社会主義の権力基盤を確立することができた。しかし、農民的小土地所有という型のために、分配のための農地は、大地主だけではまったく足らず、中小所有者が小作に出していた農地もすべてかき集めねばならなかったのである。

ここに、北朝鮮の農地改革の、ロシア、東欧とは異なる東アジア的な特質が明かとなる。と同時に、それを可能にした大義名分こそ「反封建=民主化」であり、「土地を貸すこと=封建搾取」というレトリックにほかならなかった⁵⁰。この名分とレトリックは、日本の農地改革にも共通する重要なものである。それを踏まえて、いよいよ"なぜマッカーサーは農地改革を対日理事会に付議したのか"という「マッカーサーの謎」に迫ってみることにしよう。

(4) 対日理事会

1) 第1回対日理事会前夜の情勢

前項でも述べたように、「1946年においては、 米ソ関係が悪化し続けた」(スラビンスキー、 1991:p.46)。「アメリカは対日政策については、 ソ連の考え方を聞きたくなかったが、極東委員

^{**} この農民たちの「伝統的な土地心性」については、中国における農地改革を考察した具(2010)が参考となる。北朝鮮と同様に「中国農村における地権配分の不平等は、過去に想像されたのよりはるかに深刻ではなかった」(同:p.47)。言い換えると、中国もまた農民的小土地所有の型だったのである。そこでの農民は、「所有する財産の多寡は各自の運命・知恵や努力と関係していると信じ」、「平均主義の心理は生まれないし、収奪されているという心理も生まれません」(同:p.48)。「土地は売買によって獲得し、財産は骨を折って蓄えるというのが、最も基本的な道理なのです」(同)。

⁴⁹ 中国においては、この新たな"階級的言語"の注入によって「農民の伝統的土地心性が徹底的に覆された後」、農地改革は「短期間に暴風雨のように完成した」(呉、2010:p.50) と、呉毅は述べている。

⁵⁰ 暉峻衆三は、「われわれは、生産手段の所有と非所有の関係にもとづく剰余価値の収取関係のもとに階級的関係をみなければならない」として、土地を貸すことは「両者のあいだで小作料=剰余の収取関係が展開されたという点では、あきらかに階級関係であったというべきではないか」(暉峻、1997: p.35)と述べて、規模に関係なく「貸すこと=封建搾取」としている。そこには、市場経済の下での貸借には地代や利子が生じるという常識的認識が欠落していると同時に、いわゆる"経済外的強制"の実証も欠落している。そこには、注7で述べた「土地所有の性格」というレトリックを使ったトートロジーがある(玉、2006:第8章)。

会と対日理事会はソ連にとって重要な意味を持った。これらの機関を通じて占領政策の諸情報が得られ、それにもとづく幅広い出版が行われた」(同:p.60)。その結果、マッカーサーは、日本国内では絶対的であった自らの統治に公然と異議を唱えるソ連と対峙せざるをえなくなった。また、ソ連の主張が日本の国内政治に及ぼす影響にも神経をとがらせざるをえなくなった。その際、復活した日本共産党は、ソ連の指揮下にあると考えられていた。そして実際、「ソ連は日本共産党も対日政策を実現するための手段として活用した」(斎藤、2018:p.135)のである。

憲法改正が戦後改革の焦点として浮上した1946年3月、ソ連が噛みついたのは4月10日に予定された総選挙(3月11日告示)であった。3月14日、ワシントンの極東委員会第3回総会で、ソ連代表のノヴィコフやニュージーランド代表のベレンドセンなどが、日本の民主主義は未熟であるとか、反動政党に有利であるなどを理由として総選挙の延期を強く主張した(Blakeslee、1994:p.34)。この結果、極東委員会は、3月20日付けで、総選挙延期の可能性をマッカーサーに問い合わせることになった(古関、2017:pp.289-290)。それは、憲法改正に関する先述の「指令」と同日付けだった。

これに対して、マッカーサーは3月29日に、問い合わせすべてを否定する長文の返電を行った。マッカーサーには、それに答えるだけの実績があった。幣原内閣は、五大改革指令を受けて、婦人参政権などを盛り込んだ衆議院議員選挙法改正案を1945年12月18日に成立させ、その日のうちに帝国議会を解散して、翌年1月22日の総選挙を閣議決定していた。しかし、

マッカーサーは日本政府からの総選挙実施の申し入れを差し止め、1月4日に国家主義団体の解散指令(SCAPIN-548) と公職追放令(SCAPIN-550)を出して、軍国主義者および極端なる国家主義者の政界からの排除を断行していた⁵¹。

この結果、幣原内閣からも松村農相を含む5 名が追放となり、議員では進歩党が274名中、 総裁、幹事長を含む260名、自由党は43名中 30 名、社会党も 17 名中 10 名、協同党も 23 名 中21名が追放され、政府・政界に激震が走る こととなった(福永、2014:p.112)。こうした 「荒っぽい外科手術」(同)を踏まえて、マッ カーサーは1月21日に日本政府に対して、3月 15日以降選挙を許可する指令を出した(同: p.111)。3月6日に「憲法改正草案要綱」が公 表された後は、共産党を除く他のすべての政党 が概ね賛意を示したことを踏まえ52、マッカー サーは「4月10日の総選挙を制憲議会選挙と位 置づけることを一歩も譲ろうとはしなかった | (古関、2017: p.292)。3月29日の返電は、ま さにその意思表明だったのである。

この返電に対し、3月30日の第6回極東委員会は、延期には「余りにも遅すぎる」点と、もし総選挙結果が占領目的に不利益をもたらせば再選挙する権限が総司令官にあるというマッカーサーの回答を根拠に、新たな行動はとりやめた(播磨、1980:p.30)。しかし、そこでも延期を主張したソ連は、4月5日、東京で開催された第1回対日理事会においても、ソ連代表デレヴィヤンコが「占領施策の情報要求」と合わせて「選挙問題」を議題として提起した。総選挙直前にもかかわらず、ソ連が総選挙問題で食い下がった背景には、日本国内の政治情勢が深

⁵¹ この公職追放をめぐっては、GHQ 内部で追放を支持する民政局とそれに反対する参謀第二部 (G2) との 間で対立があった (福永、2014:pp.108-109)。

⁵² マッカーサーが憲法に関してアメリカ国務省や極東委員会の主張に聞く耳を持たないために、両者の橋渡 し役として GHQ 憲法問題担当政治顧問に派遣されたコーグローブも、「幣原内閣の憲法草案は私の会った 知的関心の広いほとんどの日本人が賛意を示しています」とマッコイ極東委員会議長に書簡を送っていた (古関、2017: p.303)。

く関係していた。

1月4日の公職追放令は、政府・政界に衝撃を与えただけではなく、社会党や共産党などをはじめとする「民主勢力」を勢いづかせた。その起爆剤となったのが1月12日の野坂参三の帰国である。13日に入京した野坂は夜を徹して徳田球一、志賀義雄と討議し、14日に「天皇の政治権力は剥奪、皇統の存続は国民の判断にまつ」などの共同声明(共産党中央委員会と野坂参三)を発表した(講談社編、1993:p.196)。これは相変わらず「32年テーゼ」の天皇制打倒に固執していた徳田、志賀などの「獄中十八年」組と比べて、より柔軟であるだけでなく⁵³、いわゆる「愛される共産党」としてより広範な勢力との連携を期待させるものだった⁵⁴。

これを受けるように、15日には山川均が「人民戦線の即時結成」を提唱し、25日には山川均と荒畑寒村らを中心に、社会党からは松岡駒吉、水谷長三郎、黒田寿男、共産党からは徳田球一、志賀義雄、宮本顕治、さらに高野岩三郎、鈴木安蔵ら知識人も出席して野坂の帰国を歓迎する会が開かれた。翌日の26日には、日比谷公園に3万人が参加して「野坂参三歓迎国民大会」が開催され、野坂をはじめ登壇者が「民主人民戦線」の結成や「人民政府」の樹立を訴えたのである(播磨、1977: p.63)。

政治の動きと連動して、労働運動や農民運動 も盛り上がりを見せた。労働運動の分野では、 社会党系と共産党系の統一はならなかったが、 1月17日には日本労働組合総同盟(社会党系) が結成され、27日は関東地方労働組合協議会 (共産党系)も発足した(同: p.63)。農民運動 でも2月9日に日本農民組合(日農)が全国的 な単一農民組合組織として再結成され、供出強 権発動反対闘争を指導した(講談社編、1993、 p.210)。重要なのは、2月11日に結成された関 東食糧民主協議会である。この組織には、関東 労協、総同盟、日本協同組合同盟、日農なども 参加し、山川均の民主人民戦線の運動を盛り上 げ、5月1日の復活メーデーを社共両党および 労働・農民団体を一丸とする開催に大きく寄与 した(松島、2003: p.63)。

2月24-26日に開催された共産党の第5回大会では、占領下でも議会を通じて平和的に民主主義革命の完成だけでなく、社会主義革命も可能という「平和革命」論が大会宣言として公表された(小山、1966:p.25)。農地改革についても、それまでの「寄生的土地所有の無償没収とその農民への無償分配」から「大地主の無償没収・小地主土地の有償買収」に改められていた(上田、1957:p.142、下線は引用者)。こうした柔軟な路線が採択されたのは、単に野坂のリーダーシップだけでなく、彼が帰国前の1945年10月~11月にモスクワを極秘訪問して、延安で作り上げた自らの路線についてソ連共産党のお墨付きを得ていたからであった(和田、1994a、pp.147-153) 55。

GHQを欺くために、共産党は公式にはソ連 共産党とは無関係と主張していた。しかし、野 坂はソ連と特別の連絡を取っており、ソ連側工

^{53 「}非転向」という勲章を持つ徳田、志賀らは出獄後から共産党再建の中心となり、1945 年 11 月に第1回全国協議会、12 月に第4回党再建大会を開いて「行動綱領」を決めた。その第1項は「天皇制の打倒、人民共和国の樹立」が謳われ、「32 年テーゼ」の基本戦略が墨守されていた(和田、1994b: p.127)。その一方で、アメリカ占領軍を「解放軍」とする認識も示され、後の「平和革命」論の基調も確認されていた。

⁵⁴ この 14 日の朝、党本部で開かれた歓迎会で野坂は「愛される共産党とならねばならぬ」と説き、それがジャーナリズムの話題となって党のキャッチフレーズとなった(小山、1966: p.24)。

⁵⁵ ただし、土地改革だけは、野坂の「働かざる地主の土地の国有、土地不足の農民に土地の貸与、譲渡」を 消極的として、「天皇の所有地、戦争犯罪人の所有地、不在地主の土地を完全没収して、勤労農民に土地を 分与」へ変更することが要求されていた点は、ソ連が重視する農地改革の基本方針が「無償没収・無償分 配」であることを示すものとして注目すべきである(和田、1994a: p.149)。

作員を通じて 1 月 21 日付けで日本の情勢をモスクワに報告していた 56 。そこでは、 $\boxed{1}$ 月 26 日には社会党、共産党、尾崎行雄とその他の民主的指導者たちは大衆的大集会を呼びかけており、さまざまな政党とグループからなる戦線準備委員会が発足するだろう」(和田、1994b: p.133) と予測していた。

実際、2月、3月を通じてその動きは発展し、4月3日には労農団体69、文化団体45が参加した民主人民連盟結成準備会が結成され、4月9日には5万人が参加した「幣原内閣打倒人民大会」へと発展していくのである(播磨、1977: p.66)。ソ連代表デレヴィヤンコが第1回対日理事会において「選挙問題」を取り上げ、もし当選者に不適当者がいれば「其の数の如何に拘らず再選挙を施行すべきことを明らかにせる声明をなすべし」(総務局資料課、1946a: p.3、原文はカタカナ)と強く要求したのは、このような国内情勢に対する援護射撃を意図したものだった。

2) プロパガンダの場としての対日理事会

第1回対日理事会が明治生命ビルで開催され たのは、極東委員会から1ヶ月半も遅れた4月 5日だった 57。この遅延には、英連邦の代表選定がかかわっていたと考えられる 58。モスクワ外相会談でイギリスは、対日理事会にイギリスとオーストラリアが別個に加わることを求めたが、結局「英連邦諸国の1メンバー」で決着した(豊下、1992: p.327)。これによりイギリスは、オーストラリアの強い要望を受けて英連邦諸国(イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、インド)の代表をオーストラリアとしたが、メルボルン大学教授マクマホン・ボールの指名には強く反発した(リックス編、1992: p.xvii)59。それは、ボールが英連邦諸国の代表としてより、オーストラリアの立場で行動することへの懸念からだった(同)。

マッカーサーも、指名がイギリスからではなくオーストラリアとなり、かつボールになったことに失望していた。親米的とは言えないオーストラリアのH・V・エヴァット外相の影響を恐れてのことだった⁶⁰。これに対してボールは、自らが「最高位の外交ポスト」に付いただけでなく、オーストラリアがついに太平洋において責任を果たす機会を得たものとして張り切っていた(リックス編、1992: p.xvii)⁶¹。世界政治の焦点が米ソ対立へと向かう情勢への感覚が鈍

⁵⁶ 徳田球一も出獄後にソ連工作員と会っており、ソ連とは連絡を取っていた(和田、1994a: p.142)。ただし、 ソ連は野坂の方を信用しており、徳田らにも秘密にして野坂と連絡をとっていた(同: p.144)。

⁵⁷ 第1回対日理事会に出席したのは、議長としてのマッカーサー (演説のみで退席)、議長代理でアメリカ代表のウイリアム・マーカット少将、中国代表の朱盛明中将、英連邦代表のマクマホン・ボール、およびソ連代表のグズマ・デレヴィヤンコ中将、事務総長のボナ・フェラーズ大佐であった。

⁵⁸ 朝海浩一郎は、その点について「原因は主として英帝国側にあったのではなかろうか」(朝海、1946d: p.25) としている。

⁵⁹ イギリスのアトリー首相は、オーストラリアのチフリー首相に対してボールの指名撤回を個人的に申し入れたが、拒否された。その時点から、イギリスがボールの日本での活動を「誠心誠意支持支援するとは始めから考えられなかった」(リックス編、1992: p.xviii)のである。

⁶⁰ オーストラリアの労働党内閣外務大臣 H・V・エヴァットは、極東諮問委員会にオーストラリア代表として参加し、自らを委員長にすることを強く求め、結局、アメリカのマッコイ少将が委員長、自らは副委員長となった。アメリカのディーン・アチソン国務次官に対しては「オーストラリアのように国力の劣る国を差別していると不満を唱えた。彼がとりわけ腹を立てたのは、アメリカがソ連のように太平洋戦線でほんのわずかな役割しか果たさなかった国の意向ばかりにおもねっていると考えたからだった」(ボートン、1998: p.213)。

⁶¹ ボールは、着任後すぐ GHQ 参謀長と会うのを辞退した。その理由をボールは「直接にではなく、部下の将官を介してマッカーサーに会うのは、私の地位にふさわしくないと思ったからである」(リックス編、1992:p.3)と述べている。ここにも、米ソとも対等な立場という強い自意識で対日理事会に望むボールの意気込みがよく現れている。

く ⁶²、会議へのオーストラリアとしての貢献を素朴に志向するボールは、対日理事会を運営するアメリカにとっても「厄介」な存在となった ⁶³。また、日本に対して強い敵愾心を持つボールが英連邦代表となったことは、日本にとっても不幸だったと言えるだろう ⁶⁴。

しかし、マッカーサーが最も警戒していたのは、ソ連が対日理事会を利用して占領政策を非難し、また日本の共産主義者を元気づけることだった 65。第1回対日理事会の前日、マッカーサーは、政治顧問のM・ビショップに向かって、「攻撃は最良の防御の1つであるので、ソ連がアメリカの占領政策の攻撃に出てくるときは、ただちに『同じく当惑させる、暴露的な質問や声明で応戦する準備をととのえる』ように求めた」(和田、1974: p.69)。マッカーサーの対日理事会に対する基本戦術は、あえて対日理事会をプロパガンダの場として、やられたらやり返すことだった。

第1回対日理事会の冒頭、マッカーサーは「この委員会の機能は助言的(advisory)、協議的(consultative)なものであり、日本における連合国の単一排他的権威である総司令官の重大なる統治責任を分割するものではない」と、ま

ず明確に釘を刺した(総務局資料課、1946a)。次いで、日本民衆の信頼を醸成するために定期会合を報道機関に公開すると宣言し、これによって疑惑や不信を回避できるとした。続いて、占領目的の非軍事化と民主化が着実に進んでいることを誇り、返す刀で占領政策への不当な非難や妨害を行う者たちがいると声高に批判した。次に新憲法に話題を移して、それが十分かつ自由に討議されているとした上で、特に戦争放棄の条項に触れてその世界史的な意義を滔々と述べて演説を終わり、議長を代理のマーカット少将に譲って退席した(同)。

これに対し、最初に発言を求めたソ連代表デレヴィヤンコは、会議を非公開にすることを要求した。しかし、それはアメリカが譲るはずもなく公開と決した 66。次いでデレヴィヤンコが問題としたのが、先述の総選挙だった。これに対して議長代理のマーカットは、事前審査で極端な国家主義者の排除はなされているが、ソ連代表の提案はマッカーサーに報告すると答えた。デレヴィヤンコは、「この問題は絶対に遅延を許さず」と食い下がった(総務局資料課、1946a)。

4月10日に実施された戦後初の総選挙(第

⁶² この点について、対日理事会の議事要旨を作成していた朝海浩一郎は、英連邦の代表がヨーロッパでソ連と対峙しているイギリスであったなら、「英米一体関係が出てくるのであるが豪州はその立場上ソ連に対しては比較的無関心である」(朝海、1946d:p.26)と指摘していた。

⁶³ 対日理事会の議長代理 G・アチソンは、ボールは「ソ連のメンバーよりはるかに厄介な存在だった」と語っていた(リックス編、1992: p.xix)。

⁶⁴ 結局、ボールはエヴァット外相と対立して2年間で代表を降り、帰国後に『日本:敵か味方か』(ボール、1953)を刊行した。その日本語版の冒頭には、「敗戦と占領は日本の社会機構あるいは日本の政治指導者たちの物の見方に何ら根本的な変化をもたらさなかった」(同:p.1)。また「一時は農村地方における財産や勢力の恒久的な再配分を達成する希望をいくらか持たせた農地改革でさえも、・・・・大方御破算になろうとしている」(同:p.2)と、マッカーサーの戦後改革をほぼ全否定していた。日本の軍国主義や旧政治体制を徹底的に破壊するという使命感を強く持っていたボールには、マッカーサーの改革は生ぬるくみえたのである。とはいえ、上記の戦後改革に対するボールの評価から判断すれば、政治学者としてのボールの能力もあまり勝れたものではなかったと言わざるを得ないだろう。

⁶⁵ ボールがマッカーサーを初めて訪問した際、マッカーサーは 60 分の内の 50 分を話し、ソ連が自国報道機関はおろか世界中の報道機関に対してデマや中傷を伝えているという「ソ連に対する脅威論」を展開していた(リックス編、1992: p.4)。

⁶⁶ これに対してボールは、自らが米ソの仲介者になろうと、政策に関する議論は公開として、技術的な問題は記録だけにしてはどうかと仲裁案を提案している(総務局資料課、1946a)。ボールの発言は、その後も米ソ対立の本質が体制・イデオロギーの違いにあることを理解せず、いつも足して二で割るような妥協案で、会議の仲介・まとめ役を演じようとするものだった。

22 回衆議院議員選挙)は、選挙法の改正で女性が参政権を得て有権者が3,700万人に倍増し、投票率は72.1%に達した。結果は、自由党が140議席で第1党となり、以下、進歩党94、社会党93、協同党14、共産党5、諸派・無所属118となった。この結果に対してマッカーサーは、「人民は支配者よりも賢明である」というリンカーンの言葉を引いて、結果に満足の意を表明した(福永、2014:pp.114-115)。一方で、共産党が初めて5議席を得たことも画期的ではあったが、社会党の93議席とは大きく差が開いたため、その後の民主戦線の動向に影響することとなった⁶⁷。

この総選挙後の4月17日に開催された第2 回対日理事会の主役は、GHQ 民政局長ホイッ トニー准将だった。ソ連が議題に「追放令」を 挙げたことに追放令批判の意図を読んだマッ カーサーは、ホイットニーに"撃退"を準備さ せていた。議長のマーカットに代わって説明に 立ったホイットニーは、まず総選挙結果に触れ て「日本に於ける最初の試みたるに拘わらず38 名の婦人代議士の選出を見たり、而も其の間職 業的政治家は概ね退場せしめられ居る次第にし て今次選挙は正に『フリー・アンド・オネスト・ エレクション』なりと謂うべく西欧に於ける民 主国家においても此の度の成績を誇り得るもの は少なかるべし」(朝海、1946a: p.3、原文カタ カナ)と絶賛し、その後、3時間にわたってす でに発表済みの追放団体、個人の名簿を延々と 読み上げた。ボールは「彼は理事会を侮辱し冒 涜している」(リックス編、1992:p.16) と憤慨 して日記に書いている。

議事要旨を作成した終戦連絡中央事務局の朝 海浩一郎も、「要之『ホイットニー』 代将は追 放令実施に際して日本政府の協力的態度を強調しソ連の批判に強く応酬せるものにして本日の理事会は米ソ外交関係の縮図たると共に日本の現在置かれ居る国際的立場を『クローズアップ』して興味ありたりと謂ひ得べし」(朝海、1946a: p.6)と書いていた。

この間に政局は混迷を深めていた。総選挙で過半数を占める政党がなく、幣原内閣がいわゆる「居座り工作」をはじめると、19日に社会党が提唱して自由・協同・共産と共に幣原内閣打倒四党共同委員会を結成して倒閣の狼煙を上げた。これには幣原首相も同日、辞表を提出し、22日には幣原内閣も総辞職して、ここから5月22日の第1次吉田内閣の成立までの約1ヶ月間の「政治的空白」が続くこととなった。そこでの焦点は、幣原から政権担当を要請された自由党党首鳩山一郎の動向だった。

幣原内閣が総辞職した翌日の23日夜、ボールは突然デレヴィヤンコの訪問を受け、対日理事会の特別会議開催に賛同して欲しいとの要請を受けた(リックス編、1992:p.23)。もちろん議題は「深刻な政局」と鳩山内閣の是非である。25日に、対日理事会の新議長代理G・アチソンの部屋で開かれた非公式会合でボールは、「鳩山は首相としても閣僚としても不適格であると断言した。するとデレヴィヤンコは、鳩山の議席を奪うべきだと言い出した」(同:p.25) 68。4月29日の『プラウダ』は特派員報告の中で鳩山を攻撃し、日本共産党も同日に鳩山追放を示唆する声明を出した(和田、1974:p.75)。

この経過を経て、5月4日、GHQはついに鳩山一郎の追放指令を出す。「ソ連の主張が追放 実現の方向に作用したことは見落とされるべき ではない」(同)。こうして、いよいよ問題の5

⁶⁷ 社共の開きが意外に大きかったことから社会党右派は勢いを強め、山川均の民主人民戦線への参加を拒否して、別個に「救国民主連盟」を打ち出すことになった(小山、1966:p.32)。

⁶⁸ デレヴィヤンコは、この会議で鳩山一郎がヒットラーを礼賛した書物の著者であるなどの例を出して鳩山を批判した(日ソ親善協会訳編、1949: p.10)。デレヴィヤンコは、ボールの志向性を見抜き、上手く利用したと言える。

月がはじまったのである。

3) できあがっていた GHQ 案

他方で、5月に向けて GHQ 天然資源局 (NRS) では、農地改革の指令を出す準備が着々と進められていた。先述のように、もともと NRS は農地改革に消極的だった。それは NRS が深刻化する食糧問題を重視して、まずは日本農業の実態について理解を深めていたからである。コミンテルン創作の「封建遺制」論は、"小作地が全耕作地の 45%、小作料が収穫物の 50%"、という2つの数字だけで封建的「地主的土地所有」、「地主の支配」の説明は十分だった。だから占領関係者はじめ実態を知らない農業の素人ほど簡単にそれを信じ込んでいたが、農業を専門とする NRS は、そんなわけにはいかなかったのである。

NRS は GHQ 設置の 1945 年 10 月 2 日に組織され、局長には H・スケンク中佐、部長に W・レオナード少佐、その下に M・ウイリアムソン大尉、農業部に W・ギルマーチンが配属されていた(大和田、1981: p.50) ⁶⁹。 NRS は直ちに東京帝大教授の那須皓、東畑精一、山田盛太郎などから日本の農業や土地問題の実態についてレクチャーを受けていた。それにより、「日本には大土地所有者が少なく、膨大な数の中小地主が農地の大半を所有している」(同)という実態も理解するようになった。

10月13日に東畑精一と会ったウイリアムソンは、なぜ地代がこんなに高いのかと疑問をぶつけている。東畑は、「それは主に小作間の競

争の結果だ」と答え、「どうすれば小作条件を 改善できるのか」の問いには、「人口圧力の除 去が最も簡単な方法だ」と答えている(農地改 革資料編纂委員会編、1982:pp.103-104、3-3-1)。東畑精一の日本農業認識も、フィアリーや ラデジンスキー、那須皓と同じく「人口過剰」 論だった。

12月1日付けでギルマーチンが作成した「農 業改革 | というメモでも、①小作には不利な小 作制度の広がり、②高い金利と負債の重圧、③ 農業に差別的な貿易政策、④農業団体の統制へ の利用、などを主要な問題としている。また 「百年来の半封建的関係(semi-feudal relationship)の持続」というフレーズもあるが、その 前には、「土地への深刻なオーバークラウド (intense overcrowding on the land)」が指摘され ていた。それに加えて、現在の農家の経済状態 は悪化しておらず、むしろ逆にインフレが負債 を緩和し所得を増加させて有利な状態にある と、敗戦後の農村の実態を的確に捉えていた。 特に、小作農は供出米に地主の3倍近い価格が 設定されているとして70、農業改革の必要性は 否定しないが、今すぐに必要というわけではな いとしていた(同:pp.98-100、1-2-3)。

しかし、12月9日のマッカーサー「覚書」 (SCAPIN-411) で事態は大きく変わり、NRSの所管に農地改革が加わった 71 。1946年1月、NRSにようやくラデジンスキーが加わり、2月には R・ハーディーも配属された(大和田、1981: p.98)。ラデジンスキーは、早速、成立したばかりの第1次農地改革法の検討をはじめ、

 $^{^{69}}$ スケンク局長は、地質学者でスタンフォード大学教授、レオナード部長は、コロラド州立大学農学部教授であった(大和田、1981: p.50)。また、M・ウイリアムソンは、戦後の軍政のためカリフォルニア州モントレーに設置された民政集合基地(CASA)で日本農業について研究し、1945年夏には2種類の土地改革案を起草しており(三和、2002: p.199)、1945年10月にはNRS農業課に着任して、以後農地改革に関係していく(同: p.245)。

⁷⁰ 政府の買入米価は、1945年11月に地主55円に対し、生産者150円、1946年3月には地主55円に対し生産者300円となっていた(玉、2013:p.142)。

⁷¹「覚書」が民間情報教育局 (CIE) から出されたことから、しばらくは両機関が関わったが、3月18日に正式に農地改革の責任は NRS となった (大和田、1981: pp.107-108)。

2月には千葉・埼玉の農村調査を行っている。 しかし、この調査では、「農林省が定めた保有 限度(千葉県 5.5 町歩、埼玉県 5.2 町歩)を上 回る地主はいなかった」(同: p.99)。

3月に入ると、NRSの動きが慌ただしくなる。 3月7日のソ連紙『赤い星』に「半封建的大地 主制(semi-feudal estate system)は、地代制度 と膨大な小農負債と共に力を維持しており、小 農は依然として土地無し状態である」と、占領 政策を批判する記事が掲載されたからである (農地改革資料編纂委員会編、1982:p.133)。そ の直後の11日、ラデジンスキーとギルマーチ ンは、記者会見で、第1次農地改革法は「覚書」 に照らして不十分であり、①在村地主の保有限 度引き下げ、②政府に依る強制買収、③小作条 件の改善、が必要であるという考えを公表した (三和、2002:pp.211-212)。

しかるに、日本政府が3月15日の「覚書」回答期限に提出した改革案(以下、日本政府案と略す)は、農地改革に関してはほぼ第1次農地改革と同じ内容だった⁷²。ここからNRSによる指令案の作成が本格化した。4月8日にNRSは、CIEや経済科学局、民政局と協議して日本政府案に対する指令案を策定し、10日には参謀長に送付した。さらに、4月26日にも一部修正したものを参謀長に送付している。それらは、日本政府案の問題点を指摘した上で、指令を出す内容となっており、その骨子は、①保有限度は3町歩、②政府による買収・売渡、③実施期間の短縮、④市町村農地委員会は土地所有者と小作人が同数、⑤小作契約の文書化、などであった(同:pp.214-215)。

実は、この10日案と26日案では、買収価格 をめぐって重大な変更があったが(大和田、 1982: p.19)、この買収価格の問題は、第3章で詳しく検討するので、ここでは立ち入らない。ここで重要なのは、まとまった GHQ 案における在村地主の保有限度は3町歩だったことである。

この26日案とほぼ同文のものがNRSから5月9日に改めて参謀長に送付された。それには、「CIE、民政局、経済科学局法務部、経済科学局財政課の正式承認を得た案であることが明記され」(三和、2002: p.216)ていた。要するに、GHQの指令案は完成していたのである⁷³。この案こそ、ワードが「最後の最後まで、自分の机の上に保留して実行しなかった」(大和田、1983: p.7)と述べていた指令案のことである。マッカーサーはなぜ、このGHQ案を「指令」として出さなかったのだろうか。

4) 対日理事会における攻防

議長代理が G・アチソンとなった 4月30日の第3回対日理事会に、ついにソ連が農地改革を議題として提出した。デレヴィヤンコは、まず「周知のように、この国で反動的、排外的、軍事的勢力が圧倒した理由は、中世遺物の持続(vitality of medieval survivals)、特に日本農村における封建的抑圧の存在(the presence of feudalistic oppressions)にある。日本の完全な変革は、根本的な土地改革によって小農が土地を持つまでは不可能に違いない」と切り出した(農地改革資料編纂委員会編、1982: p.172)。言うまでもなく、コミンテルン「32年テーゼ」に立脚した「封建遺制」論である。

その上で、マッカーサー「覚書」(SCAPIN-411) 冒頭の「民主化促進上の経済的障碍を除去し」、 「数世紀にわたって日本農民を奴隷化して来た

⁷² 日本政府の回答は、農地改革だけではなく農業金融、主要農産物の販売、農村必需物資の購買、技術普及、 農村協同組合の奨励、農業共済など多岐にわたるものだった(大和田、1982: p.18)。

⁷³ この案の大要については、大和田(1981:pp.113-114)を参照。

経済的桎梏を打破する」を読み上げてそれを高く評価し、この指令に対する日本政府の対応を聞きたいと提案理由を述べた。これに対してアチソンは、ソ連が事前提出した6点⁷⁴について日本政府案をかいつまんで答え、一部、ギルマーチンにも回答させたが、最後は未だ検討中でGHQの対応も未決定であると答えたのである(同:pp.172-176)。

この第3回対日理事会のやり取りは、前2回と比べて穏やかなものだったが、農地改革については決定的な意味を持つものだった。それは、デレヴィヤンコがマッカーサーの「覚書」を「錦の御旗」として、農地改革の名分を「反封建=民主化」と理事会に信じ込ませたからである。中国代表の朱も英連邦代表ボールも、何も発言しなかったが、「覚書」のフレーズを全面に出したソ連代表の発言により、農地改革の目的は「反封建=民主化」であるとする観念を刷り込まれたに違いなかった。それだけではなく、アチソンは「検討中」としたことで、いずれは回答する義務を負ったのである。

この理事会でボールが提案したのは、食糧問題であった。アチソンは、これを対日理事会に相応しい議題ではないと取り上げなかったがった。実際、当時の日本で一番深刻な問題は食糧問題であった。と言うのも、1945年は1905(明治38)年以来の未曾有の大凶作で、かつ輸入食料が途絶していた。しかも、敗戦による政府の威信失墜で供出割当の達成率が1946年3月末で6割まで低下していた。NRSのスケンク局長も1945年11月の時点で、「本当の食糧危機は来年4月初旬から始まり、5、6月と続くだろう」(労

働省編、1951: p.59) との見通しを示していた。 それを受けて幣原内閣も11月14日には食糧危機突破国民運動懇談会を開催し、さらに1946年2月17日には食糧緊急勅令、4月2日には隠匿物資等緊急措置令を出して食糧の確保に努めていた。しかし、東京では1946年1月から配給の遅配・欠配がはじまり、多くの家庭が買出しや闇市へ依存を余儀なくされていったのである。

労農諸団体も、先の関東食糧民主協議会が食糧危機突破救国運動を呼びかけ、4月頃から各地で「米よこせ大会」「食糧デモ」を展開していた(同:pp.62-63)。こうした食糧危機に対する大衆の不満のはけ口となったのが5月1日のメーデーだった。11年ぶりに復活したメーデー集会は、「食糧危機突破」がスローガンに据えられて、日本のほとんどの主要都市で開催され、警察発表でも125万人、実際はその倍近く参加した。特に東京では「男性、女性そして子供もふくめて、50万人もの人々が皇居前広場を埋めつくしたのである」(ダワー、2001:p.353)。

このメーデーの決議文をめぐって激論が交わされたのが、5月15日開催の第4回対日理事会だった。デレヴィヤンコは、この決議文が総司令官と対日理事会宛であるとして、GHQの措置を問いただした。これに対してアチソンは、予め準備したメモにより反撃した⁷⁶。すなわち、この文書には署名もなければ出所も不明で、一般の投書の一例に過ぎない。また、外国語の翻訳臭が強く、共産党の宣伝の匂いを含んでいる。要するに、この文書は全く的外れで、「共産党の宣伝を行わんとすることを意図しているものと観られる」としたのである(総務部総務課、

⁷⁴ ソ連が事前に提出した6点とは、①日本政府の自作農創設に関するその原則と基準、②農地を農夫に譲り渡す条件、③改革で最も影響を受ける土地の種類、④改革実現の手続きと期限、⑤有閑地利用計画、⑥農夫の負債額およびこのような負担から解放する方法、であった(河原、1990:p.182)。

⁷⁵ ただし、ボールが問題にしたのは、国内の深刻な食糧情勢ではなく、対日理事会のこの問題に対する権限についてであった。これは、ボールが食糧輸入問題は対日理事会にまかせるべきだとする極東委員会の意向が掲載された AP 電を見たからだった(リックス編、1992: p.29)。ボールは、自らが貢献できる議題に飢えていたのだった。

⁷⁶ アチソンは、この日の発言メモを予めワシントンの国務長官に送っていた(和田、1974: p.76)。

1946b, pp.8-13)_o

デレヴィヤンコがこのメーデーには約40万人の大衆が参加したと指摘すれば、この文書の起草者はその中の少数者に過ぎぬとアチソンは切り返した。日本側の会議記録者も、アチソンが「穏やかではあるが極めて明確に米国の主張を言い切って剰す所がなかった」(同:p.13)と記している。今や対日理事会は、日本国内の政治情勢と連動した米ソ対決の場となっていたのである。

その国内情勢はさらに急を告げる。この4日後の5月19日には、皇居前広場に25万人もの人々が集まって飯米獲得人民大会(食糧メーデー)が開催され、天皇を公然と揶揄するプラカードが登場し、またデモ隊の一部は坂下門から宮城内に突入し、昭和天皇への面会や上奏文の受け取りを要求した⁷⁷。さらに別の部隊は、総理大臣官邸へ向かい、16日に大命を受けて組閣中の吉田茂に面会を要求し組閣本部に座り込んだ。この日の食糧メーデーこそ、「戦後初の政治的・社会的動乱」(福永、2014: p.119)と言えるものだったのである。

これに対してマッカーサーは、翌20日、「組織ある指導のもとに行われつつある大衆的暴力」は日本政府だけでなく、占領軍に敵対するものであるとして、この状態が続くなら「必要な手段」をとるとする声明を発表した(福永、2014: p.120)。22日にようやく成立した吉田内閣は、和田博雄を農相に据え、マッカーサーとかけあい、アメリカからの食糧援助の約束を取

り付けた(同)。5月24日には昭和天皇も玉音 放送以来はじめて、ラジオをつうじて国民の団 結連帯を訴えた(ダワー、2001:p.357)。吉田 内閣もあらゆる施策を食糧危機突破対策に集中 し、食糧の危機的状況はしだいに緩和していく ことになる。

20日のマッカーサー声明の夜、デレヴィヤンコは突然ボールを訪問し、声明について意見を求めた。ボールの要請で翌朝にした面会でも、「これは重要なことで『管理機構の変更を意味している』から、極東委員会および対日理事会付帯条項第6条によって理事会が扱うべきだ」(リックス編、1992:pp.45-46)と主張した。22日にもデレヴィヤンコはボールに使者をよこして、新内閣の閣僚の経歴について情報交換を依頼している。

農地改革を第5回対日理事会(5月29日)の議題とすることが各国代表に伝えられたのは25日だった(河原、1990:p.183)⁷⁸。これがマッカーサーの提案であったことは再三述べてきたが、これは明らかにマッカーサーの対日理事会に対する"戦術転換"を意味していた。マッカーサーからの議題提出は今回が初めてで、かつ農地改革以外に、国有財産処分問題、アメリカ代表提案の「日本労働組合と世界労働組合との交渉再開」も合わせると提案は3つだった。いずれも、ソ連が間違いなく食いついてくる議題ばかりである⁷⁹。6月12日の第6回対日理事会にも、マッカーサーからさらに4つの議題が提起され⁸⁰、前回からの持ち越しも合わせると議題

⁷⁷ この食糧メーデー以前の5月12日に世田谷区下馬で「米よこせ区民大会」が開催され、参加していた野坂 参三の直接天皇に要求するしかないとの演説がきっかけとなり、皇居へ入場して宮内省の代表に要求を伝 えた。この食糧デモが食糧メーデー開催につながっていった(ダワー、2001: p.355)。

⁷⁸ GHQ 案の実質的な作成者であるラデジンスキーとギルマーチンも対日理事会への農地改革の提案を知らされておらず、5月28日にワードから初めて聞き、「驚いて呆気にとられていた」という(三和、2002: p.235)。その時2人は、GHQ内の農地改革に反対する勢力の策謀かと疑ってワードに協力したようにも見えたと言う(Ward、1990: p.59)

⁷⁹ 特に、国有財産処分については、「ソ連代表が積極的な発言を試み各種の疑問を提出」し、「官有地は貧農に対し帳簿価格か若しくは無償で処分する」ことを提案していた(朝海、1946b: p.8)。

⁸⁰ 新たな4つとは、①漁区拡張問題、②帰還者の国民生活復帰、③日本商船隊の運営、④日本木材会社の解散、であった。

は8つにもなっていた。

農地改革は、いずれ GHQ が回答しなければならない問題だった。そのための GHQ 案はできあがっていた。それを対日理事会のメンバーに送るための「送り状」もできていた⁸¹。しかし、5月の緊迫した国内情勢を踏まえると、こちらの手の内を見せれば、ソ連が必ずそれを不十分と攻撃し、共産党とも連携して追及してくることは目に見えていた。だから、あえて手の内は見せずに下手に出て、日本政府案に対する各国代表の意見や総司令官への「助言」を依頼したのである。しかも、他にも議題を提案し、宿題をたくさん作ることで、対日理事会を占領政策への批判・追及の場から、様々な政策の具体的な議論の場へと転換が図られたと言える。

ボールはこの日の日記に、「最初にアチソンが、総司令部がいくつかの重要な問題について理事会の助言を求めていることを長々と述べた」と記し、「時間の許す限りできるだけたくさん適切な助言をしたいという私の本当の気持ちがこれでわかっていただけた」と喜んでいた(リックス編、1992:pp.53-54)。ここからボールは、アドバイザーのワードと共に提案作成に張り切って取り組むことになった。それは、農地改革が対日理事会という日本農業の素人集団による議論に委ねられたこと意味していた。これは、日本農業にとっては不幸なことであった。

5) "戦術転換"の切札

翻って、マッカーサーの対日理事会に対する "戦術転換"は、農地改革のためだけになされた と考えてもよいのだろうか。農地改革以外にも マッカーサーが多くの議題を対日理事会に提出 した理由はどこにあるのだろうか。それを考え るためには、本章の最初に問題にした点、すな わち、マッカーサーにとって農地改革の優先順位は必ずしも高くなく、最重要なテーマは憲法改正だったことを改めて想起する必要がある。事実、憲法改正をめぐっても、5月に入って新たな状況が生じていたのである。

ワシントンの極東委員会は、憲法問題について「聞く耳をもたぬマッカーサー」(古関、2017: p.295)に業を煮やし、4月10日にはマッカーサーの代理を事情説明にワシントンに派遣することを求める決定を行った。マッカーサーは、それに対しても1ヶ月近く経った5月4日に長文の返書を送るが、結論は拒否だった(同: p.297)。ここへ来て、アメリカ国務省も、陸軍省も事態を憂慮して様々な手を打つが、マッカーサーの態度は変わることなく、「もはや極東委員会とマッカーサーの関係は言うに及ばず、国務省とマッカーサーの関係も否、陸軍省とすらも絶望的であった」(同: p.298)。

かといってこれは、マッカーサーが余裕を 持って極東委員会やワシントンからの要求を撥 ね付けていたというわけではないだろう。確か に、3月6日に幣原内閣が発表した「憲法改正 草案要綱」は、GHQとの詰めの作業を終えて、 4月17日には前文と百カ条からなる「憲法改正 草案」として発表されていた。平仮名・口語体 で書かれた新憲法は、政党や国民の反応もよく、 議論も活発に行われていた。しかるに、制憲議 会選挙になるとマッカーサーが期待した総選挙 は、むしろ政局の混迷と「政治的空白」に帰結 し、5月に入ると食糧危機突破を大義とする運 動の盛り上がりによって憲法改正への道筋が いっこうに見通せない状況にあった。そこにお いては、あくまで極東委員会やワシントンから の干渉を拒絶して踏ん張り続けるしかない状態 だったと言えよう。

⁸¹ この「送り状」が農地改革資料編纂委員会編(1982)のⅡ-4-10(pp.168-169)である。この「送り状」から 大和田(1981)は、対日理事会メンバーに GHQ 案は送られたと判断したが(p.113)、この「送り状」には 日付も番号もないことから大和田(1982)では送られていなかったと見解を修正している(p.20)。

一方、極東委員会の方も膠着状態の打開のために、根強かった憲法改正手続き論 82 に触れることなく、総選挙結果を踏まえた「新憲法採択の諸原則」という決定を 5 月 13 日に行った。これは 4 月 10 日の総選挙で生まれた国会に、憲法に関する「十分な討議と審議のために適当な時間と機会が許容されること」を第 1 項目とした 3 原則の要求だった 83。他方で国内情勢も、5 月 20 日のマッカーサー声明で食糧危機突破運動もようやく勢いを削がれ、22 日に発足した吉田内閣の下で、いよいよ憲法改正が帝国議会で審議される政治日程が見えてきたのが 5 月下旬だった。事実、5 月 29 日は、新内閣成立後最初の憲法に対する枢密院審査委員会の開催日だった 84。

この時点で、マッカーサーが最も避けたかったのは、ソ連が対日理事会を使ってこの憲法改正の政治日程に介入してくることだったに違いなかった。マッカーサーには、憲法を短期間で国会通過さるという思惑があったのかもしれない。いずれにしても、対日理事会に憲法問題へ介入させないためには、対日理事会を多くの審議議題で埋め尽くし、そのこまごました議論で理事会を忙殺させるのが、明らかに有効な戦術だっただろう。中でも農地改革は、ソ連が最も重要視する議題であることは間違いなく、この"戦術転換"における切札とも言える最適の議題

だったのである。

実際に、第5回(5月29日)で提起された農地改革は、第6回(6月12日)、そして農地改革だけを議題として特別に開催された第7回(6月17日)、さらに第8回(6月26日)と最重要議題であり続けた。この間に、アメリカ国務省は、マッカーサーが「憲法草案」を6月末までに国会を通過させようとしているとの情報を得て85、ついに国務・陸軍・海軍三省調整委員会を動かして、大統領書簡でマッカーサーを説得することとし、6月11日に書簡素案をマッカーサーに送る決定をした(古関:2017:pp.305-306)。

ここまできてマッカーサーも、吉田内閣が食糧危機対策を打ち出して政局も落ち着きを見せ、6月20日には憲法を審議する第90回帝国議会が開院したことを踏まえて、6月21日に声明を出した。その声明は、ワシントンに明確に譲歩の姿勢を示して、5月13日の極東委員会が決定した3原則をそのまま踏襲したものだった(同:p.307)。こうして、アメリカ国務省が心配した「審議抜きで押し通す」ことは避けられ、憲法問題における1つの重大局面は山を越した。憲法草案は6月25日に衆議院、8月26日に貴族院に上程され、10月7日に成立するまで国会の場での論戦となるのである86。

⁸² 極東委員会の憲法・司法改革委員会では、日本国憲法の制定は憲法制定会議もしくは総選挙をもう一度やって、そこで起草された憲法を国民投票によって承認すべきだとする意見が強く、勧告にまでなっていた。ただし、この勧告は極東委員会で、アメリカ代表のマッコイ少将が拒否権を発動し、承認には至らなかった(ボートン、1998: p.234)。

⁸³ 第2項は、1889年の明治憲法と完全な法的継続性が保障されること、第3項は、日本国民の自由な意思が 積極的に表明されることが明確な方法での採択、であった(古関:2017:p.299)。

⁸⁴ 憲法の改正は明治憲法が定める手続きにより、幣原内閣下でまず枢密院の諮詢に付せられていた。内閣更 迭から一旦撤回され、5月29日に改めて諮詢されたのだった(吉田、1998: p.37)。

^{**} 実際、国会開会の前日に当たる6月19日のボールの日記には、「午後遅く、デレヴィヤンコから、いつものように、すぐに会いたいと言ってきた。彼はコモンウェルス・ハウスにやってきて、憲法草案の進捗状況について私の興味をかきたてようとした。急いで国会を通過させ、何日かのうちに、遅くとも1週間以内には採択させようという動きがあるらしい、と彼は言った。そんなに急いで事を運ぶことについて自分といっしょにマッカーサー元帥に抗議して欲しいと彼に頼まれた」(リックス編、1992: p.62)とある。ソ連が憲法問題を重要視していたことは言うまでもなく、対日理事会の利用も当然考えていたに違いなかった。

⁸⁶ この間、対日理事会へのマッカーサーからの議題提案は、第9回(7月10日)に4件、第10回(7月24日)に1件あったが、それ以降は無くなり、再びソ連の提案が中心となった。新戦術は役割を終えたと言える。

表 5 不耕作地主保有限度と譲渡可能面積の相関

不耕作地主の保 有する平均最高 面積	不耕作地主より 譲渡可能となる 面積見込	不在地主より譲 渡可能となる免 訴記の見込	譲渡可能となる 総面積見込	総小作地の割合
(町)	(千町)	(千町)	(千町)	(%)
5	770	130	900	32
3	1100	130	1230	44
1	1800	130	1930	69
0.5	1900	130	2030	73

出典)農地改革資料編纂委員会編(1975) p.32 より。

(5) 保有限度1町歩の根拠

1) 英連邦案

第5回対日理事会以降における農地改革の審議については、これまでに十分研究されている(大和田、1981、1982、暉峻、1984,三和、2002、岩本、2014)。河原(1990)は、対日理事会に絞ってオーストラリアの農地改革への貢献を詳細に論じている。それゆえ、以下では、英連邦案に焦点を絞って経過を簡単に振り返ることにしよう。

第5回対日理事会(5月29日)は、まだメーデー決議文の議論が尾を引いており、農地改革の審議は議題最後の6番目だった。そのために、2日間で作成したというメモを提出したボールも、詳しくは次回と述べただけだった。これに対してデレヴィヤンコは、まず日本政府案に対する総司令部の対応は決まったのかと問い、アチソンが「まだ」と答えると、日本政府案を4点にわたって批判し、ソ連案について「約20分に亙る準備せる原稿に基きその所見を開陳した」(農地改革史料編纂委員会編、1975: p.24)。「朝海メモ」でも「本日の会議は午前の米ソ代表の応酬と相まってソ連代表を中心とした理事会であったとの感が深い」(同: p.25)としていた。

第6回対日理事会(6月12日)では、英連邦

代表ボールから詳細な提案がなされた。ボールは冒頭、この提案の出発点は、マッカーサー「覚書」への完全かつ熱烈な支持であると述べ、さらにこの問題は対日理事会に提出された議案で最も重要なものであり、農地改革が達成されなければ「農村経済を半封建制 (a semi-feudal system) から繁栄に転換させることはできない」と述べた。完全に「封建遺制」論に立脚して、農地改革の趣旨を「反封建=民主化」とする前提に立った提案だった87。

そのポイントは、なんと言っても不耕作地主 の保有限度1町歩にあった。ボールの提案が終 わり、ソ連案の議論に移ろうとした瞬間、ボー ルは改めて提案に付けた表5を示して発言した。 「ちょっと言わせて下さい、議長。日本政府案 では30%しか譲渡されないが、私の提案では 70%譲渡される | (農地改革資料編纂委員会編、 1982: p.196)。 英連邦案の眼目は、まさに総小 作地に占める譲渡可能面積の割合を7割にする という1点にあった。この案を実際に作成した ワードも、その点こそ英連邦案のオリジナリ ティーと自負していた。「私たちは、70%以下 では地主の手にあまりに多くの小作地が残り、 後に地主がカンバックする危険があると判断し た」(Ward、1990: p.61)。要するに7割が先に あって、保有限度1町歩は机上の計算から導か

⁸⁷ ボール (1951) は、「日本国民のほとんど半数は農家にすんでいる」として、「かれらは他のどの階級よりも封建的な精神と習慣とを示している。農奴制的状態の基礎の上にはいかなる民主主義をもうちたてることはできない」(同:p.147)と、自らの日本農業認識を披瀝していた。

れた結果にほかならなかった (三和、2002: p.238)。

北朝鮮の農地改革で見たように、農民的小土 地所有の場合は、大地主からだけでは分配する 農地はまったく足らない。それを増やすには、 中小農地所有者の貸付地からかき集めるしかな い。東アジアの中でも最も典型的な農民的小土 地所有の日本では、その基準を3町歩まで引き 下げても44%にしかならない。それなら1町歩 という思考レベルで下されたのがワードの案 だったのである。

ワードは、5月28日にNRSを訪問してラデジンスキーとギルマーチンに会って情報を得ていた。その際の意見交換でNRSの二人は、小作制度を無くすことに明確に反対した。小作制度を無くせば、「土地制度をあまりに硬直的(inflexible)にするだろう」、「小作農への適当な保護(safeguard)があれば、ある程度の小作は望ましい」(Ward、1990:p.60)と述べた。これは1960年代以降の日本農業が経験した重要な教訓である88。しかし、「封建遺制」論に立脚するワードは、またボールも、「反封建=民主化」のためには比率は高い方が良いに決まっていると7割に拘った。ボールもワードも、得意になって提案した英連邦案とは、日本農業の実態を知らない素人だからこそ、なされた提案

だったのである89。

その一方で、ワードはラデジンスキーらから 5月9日の GHQ 案のコピーも受けとっていた。 そのため、保有限度1町歩以外の部分は、かなりの程度 GHQ 案が援用されていたと言える ⁹⁰。この経緯から、かつては「ソ連が過激な農地改革案を提案したのに対抗して、アメリカが英連邦と協力してメモと提案を作成したという筋書き」(三和、2002:pp.221-222)が主張されたこともあった(岩本、1978:p.387、暉峻、1984:p.394)。しかし、それは後に論じるように、「対抗」も「協力」もあったわけではなく、完成していた GHQ 案が下敷きにされたというだけのことだった。

農地改革の議論は、第7回特別対日理事会(6 月17日)に持ち越され、そこでソ連案と英連邦案の選択となった。表6は、朝海(1946c)の議事要旨に示されたものである。中国代表は、ソ連案から「北海道10町」、実施期間2年を取って英連邦案に提案し、ボールがそれを受け入れて英連邦案は2国提案となった。それにソ連も歩み寄って一時は理事会全員の共同勧告とする話にもなったが、英連邦案とソ連案の間には実は決定的な違いがあった。それは、ソ連案にある「無償没収」である。これこそソ連占領下で実施された農地改革に共通する原則だっ

⁸⁸ 日本の農林省は、農地改革を「耕す者が所有する」という「自作農主義」として受け止め、1952年の農地法においても耕作権を強化し、「定額金納制」を導入して、貸す側にメリットが全くない小作制度禁止的規制を課した。その結果は、貸借による農地の流動化が強く抑制され、経営規模拡大は大きく阻害された。農政は1960年代以降「農地流動化の促進」を課題に掲げ、1970年の農地法改正で創設自作地の貸付や不在地主の小作地所有を認め、小作料統制を外して農地賃貸借促進を図った。1975年には農用地利用増進事業、1980年には農用地利用増進法を策定して、「自作農主義」を捨てて「借地農主義」へとスローガンも変えたが、農家に深く浸透した「貸せば取られる」という農地改革のトラウマが障害となって借地の本格的拡大は、農家数が急減する2000年以降に持ち越されたのである。この農地の貸借をめぐる経過を踏まえて、小作制度を全否定した農地改革から歴史の教訓を引き出すことは、歴史研究者の責務であろう。

⁸⁹ 英連邦案を作成中のボールとワードは、6月2日に東京郊外の農村の視察に出かけ、大地主の家を覗いたりしている。その日の日記には、「何世代にもわたって地主の前で地面にひれ伏すようにならされてきた、このような惨めな小作人たちが、大挙して丘を登り、地主に対して土地を小分けにして売るように主張するなど、想像することもできない」と記している(リックス編、1992: p.55)。日本の地主小作関係を完全に貴族的大土地所有の型と誤解していたことが、ここからも明瞭にわかる。

⁹⁰ GHQの民政局 (GS) に所属して農地改革にもビッソンと共に関与していたグラッド (グラジダンツェフ) は、「英国側 (英連邦のこと: 玉) が示唆したほとんどのすべては総司令部の5月覚書のうちにもられていたのである」 (グラッド、1953: p.64) と述べている。

表 6 英連邦案とソ連案の対比

	英連邦案	ソ連案
1	耕作せざる所有者の所有限度を 1 町歩とし、かかる所有者の存在を容認して居る	耕作せざる所有者の一切の土地を譲渡せしめる
2	土地所有限度を自作農でも内地 3 町歩、北海道 12 町歩とする	内地 3 町歩、北海道 10 町歩とする
3	地主と小作人との直接交渉を排す	同
4	公債を以て公定価格に依り支払を行う	3 町歩迄は公定価格で全額を払い、3 町歩以上6 町歩までは半額を払い、それ以上は無償とする
5	1945 年 12 月 8 日以降の土地に関する取引を容認しない	1945 年 12 月 1 日以降の取引を無効とする
6	改革を3ヶ年間に行う	1948年1月1日迄に行う

出典) 朝海 (1946c)、pp.4-5 の表より。

注) 2 の表現を大和田(1981)を参考に「耕作地主」を「自作農でも」に変えた。

た。つまり、マルクス・レーニン主義の唯物史 観からすれば、農地改革は封建制を否定するブ ルジョア革命でなければならず、封建階級の大 地主から農地を没収しなくてはブルジョア革命 の要件を満たせないのである。

それに対してアチソンは、この理事会の冒頭で、正当な支払なく土地を没収することは、ポッダム宣言の原則に反し、民主主義を強化する原理とも反すると強く批判を浴びせていた(農地改革資料編纂委員会編、1982: p.201)。この批判を立場上容認できなかったために、デレヴィヤンコは結局、英連邦・中国と共同の勧告案を諦め、ソ連案に固執することとなった。

アチソンは、耕作者に農地を分配して封建的 支配を残さないというのがマッカーサー元帥の 考えであると明言していた(同:p.200)。 つまり、農地改革を「反封建=民主化」の方策とする点においては、ソ連と共通の基盤に立っていたのである。しかし、[無償 vs 有償] の1点こ

そ共産主義 vs 資本主義の原理的対立点として、ソ連と対決する準備をしてこの会議に望んでいた。またその点をアピールすることが日本国民への重要なメッセージになると踏んでいた ⁹¹。ただし、この点でもボールは、「確たる意見は述べがたい」とアチソンの期待に反した見解を述べたのであった ⁹²。

ともかく、この回の議論で、一部修正した英連邦案とソ連案はそれぞれに対日理事会の勧告案とすることになった。第8回対日理事会(6月26日)ではそれを再度確認して、農地改革の議論も終了したのである(大和田、1982: p.23)。

2) 英連邦案とイギリス案

では、この保有限度1町歩という英連邦案の 骨子作成に、ボールとワード以外の関与はな かったのだろうか。この点に関しては、先述の ように、アメリカがソ連案と対抗するために英

⁹¹ 農地買上は有償か無償かについて、日本世論調査所が行った世論調査によれば(『東京新聞』1945年12月 21日)、87%が有償で、無償は10%でしかなかった(大和田、1981: p.95)。

⁹² ボールは、自分は政治学者を 20 年やっていると述べた上で、現在のところこの問題に確たる意見は述べがたいとし、私的所有がデモクラシーに不可欠かどうかと言えば、地主から適正な支払無しに土地を取り上げるのは望ましくはないだろう、と述べた。歯切れの悪い回答に、アチソンが改めて無償は民主的と言えるのか、と問いただすと、ボールはようやく「私の見方では、民主的ではない」と答えたのだった(農地改革資料編纂委員会編、1982: pp.213-214)。

連邦と裏で協力して作られた案という見方もかつてはあったが ⁹³、この理解が成り立たないことは、これまで見てきた対日理事会におけるボールの態度からも明かだろう。この点、朝海(1946d)も米ソ関係に対するボールの態度について「場合によりソ連支持的でさへある」(同: p.23)と述べ、その例として戦争調査会問題に関してアチソンがソ連代表を攻撃した際も「完全にソ連支持の態度を示して居た」(同: p.25)としていた ⁹⁴。また、ラデジンスキーらとワードの接触も情報提供中心で、「ワードの見解に影響するものではなかった」(三和、2002: p.236)と三和は結論している。

それでは、オーストラリア本国や他の英連邦国、特にイギリスの関与はなかったのだろうか。この点についても、ボールはオーストラリア本国から「ほとんどこれといった訓令を受け取らなかった。このことは、ほとんどあらゆる問題について私自身の判断に従う他はないことを意味した」(三和、2002: p.224)と、自身が述べている。裏を返すと、問い合わすこともせず、自分だけで決めたということである。それがボールのやり方だった。イギリスなどの英連邦諸国からの意見も、基本的にオーストラリア本国を通してボールに伝えられることとなっていたから、イギリスの意見も英連邦案には何も影響も与えていないことを意味する。

ただし、対日理事会に臨むに当たっては、「参与会議」という英連邦各国の会議に事前に諮られていた。しかし、そのメンバーは、ニューランドは参加せず、インドのジャインという参与がいたが会議に参加するだけで、肝心のイギリスはヘインワースというごく若い臨時参与だった。イギリスは、日本駐在の政治問題担当にエズラー・デニングを任命していたが、デニング

はインドネシアのバタビアでボールと対立した 過去があり、ボールが日本を離れるまで日本に は赴任しなかった(リックス編、1992:p.xvi)。 こうしてみても、英連邦案は、NRSから情報を 得た以外は、「ワードが中心となって、独自に 作成したものと見て良い」(三和、2002:p.236) のである。それも、たったの2週間ほどで。

しかし、このことは、イギリスが日本の農業 改革に関心がなかったことを意味しない。それ どころかイギリスは、マッカーサーの「覚書は 力点の置き方を間違えている emphasis is misplaced と断言」(三和、2002: p.225)する政 策文書「日本農業と土地保有制度」をまとめ、 4月5日のワシントンの極東委員会に提出して いた。これがなぜ極東委員会に提出されたのか、 またその後どう扱われたのかは、三和(2002) でも不明である。しかし、その中身は、この章 をまとめるにあたって極めて重要である。

というのも、その「要約と結論」には、第1次大戦後の「東欧のように大地主がいた国にたいしては、この覚書は適切であるが、日本には大地主はほとんどいないから、この覚書の政策は、この国に存在しない状況にたいして描き出されたように見える」(同:pp.225-226)。だから、「連合国の政策は、まずは primarily、最も明確な悪疾 evils の除去にむけられるべきであるとして、①農民負担を軽減する税制改正、②分散的圃場の再配置政策、③小作契約の文書化、④農業金融政策の改善を提案する」(同:p.226)ものだった。

こうした提案には、実態認識として、日本の「所有・保有関係は入り組んでおり、所有地の一部は自作し、残りは貸しているが、同時に他者からも借地しているという農民がいたり、小作地を又貸ししている小作もいること、小作に

⁹³ 大和田啓氣はかつてそのような理解をしており、それが岩本(1978)や暉峻(1984)に引き継がれたが、 大和田(1981)では間違っていたと修正されている(同:p.119)。

⁹⁴ 三和良一も、ボールの「日記から見る限り、アメリカと協力するような空気を感じさせない」(三和、2002:p.236)としている。

出される土地の規模はきわめて小さいこと、耕作地は1個所にまとまっておらず、1マイルも離れた分散した土地を耕作していること、 $2\sim 3$ エーカーしか耕していない小作人でも数人の地主から借地していることが述べられている」(同: p.227)。

まさに、日本の農地制度が典型的な農民的小土地所有の型であることを的確に捉えたものであった。だからこそ、もしも、この政策文書がボールに事前に渡されていたら、英連邦案も「かなり異なったものになった可能性が大きい」(同:p.234)と三和は指摘している。間違いなくそうだっただろう。しかし、この文書は3月14日には東京のイギリス代表部に送られていたにも拘わらず、結局、ボールの手に渡ることはなかった。そこには、当時のイギリスとオーストラリアの良好とは言えない関係、さらにボールの独り善がりな性格も影響していただろう。

ボールが提出した英連邦案を入手したイギリス経済産業計画スタッフは、「それはあまりに適応性に乏しい inelastic と批判し、西洋の経験に根ざした杓子定規を古くからの習慣が異なった国に当てはめるのは軽率である imprudent として、改革の細かい方法は、日本人の手によって、日本人のためになるように案出されなければならない」(同:p.232)とコメントしていた。長い、たくさんの植民地統治の経験を持つイギリスならではの知恵を感じさせるコメントである。

以上、三和(2002)によりつつイギリス案の内容について見てきた。イギリス案は当然にも、英連邦案の作成に参照されるべきだった。にもかかわらず、そうはならなかった。三和は、「歴史の中の偶然が大きな結果を生み出すとすれば、第2次農地改革は、その代表的事例のひとつだったのである」(同:p.234)と一連の検討をまとめている。

3) この章のまとめ

戦後の占領下に実施された農地改革は、「最も成功した改革」と言われてきた。この通説に対して、所有農地をただ同然で取り上げられた小規模の耕作地主の立場から、その政策決定過程を根本的に問い直すことが本稿の基本的な目的であった。

そのために、この章では、マッカーサーにとって農地改革はどの程度の優先順位を与えられた改革だったのか、という問いから再検討を始めた。その結果、マッカーサーが確たる構想を持って日本に来たという従来の一般的な理解は実は怪しいことがわかった。むしろ、マッカーサーによる「農地改革に関する覚書」は、天皇はじめ旧支配勢力に宥和的というソ連や国際世論の批判に抗して各種の民主化改革を急ぐ過程で、ノーマンから「封建遺制」論を注入されたことが重要な背景となって生まれたものであることが明らかとなった。

さらに、これまで十分に究明されていない「マッカーサーの謎」、すなわち、なぜマッカーサーは農地改革を対日理事会に付議したのか、という問いの重要性を指摘し、その解明のために、「至上のもの」と言われたマッカーサーの権力が、実はワシントンやイギリス、そして何よりもソ連によって「日本問題」として問題視されていたことを確認した。対日理事会と極東委員会という「二本立」の組織の設置は、ロンドン外相会議の決裂という連合国体制の危機を背景に、アメリカ国務長官バーンズがモスクワ外相会議においてソ連の東欧問題との引き換えに「日本問題」で譲歩した結果にほかならなかった。

ところがこの極東委員会の設置は、マッカーサーにとって"天皇の権威"と"自らの権力"を両輪とする占領統治の危機を意味していた。そこで極東委員会による占領統治への介入の前に天皇の地位を確定することを目指した先制攻撃が憲法改正にほかならなかった。ここから、

1946年を通してマッカーサーの占領統治における最重要課題は、極東委員会や対日理事会からの干渉をはねのけて憲法を成立させることとなったのである。

そこで議論を転じて、ソ連にとっての東欧問 題、さらに北朝鮮の農地改革についいて検討し た。その結果、ロシア革命を含めて歴史上の社 会主義と農地改革の深い関係、とりわけ貴族的 大土地所有の国にいて社会主義革命が権力基盤 を固める上で農地改革が果たした役割をについ て新たな理解を提起した。その理解に立てば、 東欧問題の本質は、ルーマニアとブルガリアが 農民的小土地所有の国だったために農村を基盤 とした保守政党が勢力をもったところにあっ た。他方で、北朝鮮の農地改革は、東アジアに 共通の農民的小土地所有ゆえに、大地主からの 没収だけでは土地無し農民に配分する農地が まったく足らず、「反封建=民主化」という名 分で農地を貸すことを悪として中小規模所有者 からも農地をかき集めて、きわめて"乱暴"に 実施されたことを日本との比較も交えて論じ た。

最後は、対日理事会である。これまでの研究は「マッカーサーの謎」を問うことなく、対日理事会おける農地改革の論議だけに焦点を当ててきた。しかし、対日理事会は、日本の国内情勢と強く連動して米ソがプロパガンダ合戦をする場となっていた。特にメーデー後は、混迷する国内政治とも相まって米ソ対決は激しくなり、農地改革が対日理事会に付議される5月下旬は食糧メーデー(5月19日)という「戦後初の政治的・社会的動乱」が起きた後の最も緊迫した局面だったのである。

しかも、同じ頃に憲法改正をめぐっても、極 東委員会やアメリカ国務省とマッカーサーの関 係も緊迫していた。この内外における緊迫した 情勢の中で、マッカーサーは対日理事会に対す る戦術を大胆に転換させた。すなわち、やられ たらやり返すというアグレッシブな態度から、 総司令官への助言をお願いするという低姿勢へ 転換である。しかも、多数の議題を提示するこ とで対日理事会を審議に忙殺させ、対日理事会 に憲法問題に口を出す余裕を与えないという戦 術だった。その"戦術転換"の切札こそが農地 改革だったのである。

すでにGHQの案はNRSによって完成していた。あとは指令として出せばよいだけだった。それを差し止めて、対日理事会に農地改革への助言を求めた。この依頼に誰よりも張り切って応えようとしたのが、英連邦代表のボールだった。ボールはワードと協力して、とにかく国が買収・譲渡する農地を小作地面積の7割にまで高めることをセールスポイントとした英連邦案を作成し提案した。その提案が対日理事会の勧告案となって、第2次農地改革の中身となっていく。それは、日本農業の実態も何も知らない素人が7割という数字にだけ拘って、即席で作った案にほかならなかったのである。

その対日理事会の議論が完全に「反封建=民主化」という名分上で行われたことは、やはりマッカーサーの「覚書」があってのことであり、それを「錦の御旗」に掲げたデレヴィヤンコの巧みな議論の誘導であった。その意味でも、農地改革にとってハーバード・ノーマンとデレヴィヤンコが果たした役割は、ボール、ワードに劣らず大きなものだったと言えよう。それと同時に、日本の農民的小土地所有という実態を踏まえたイギリス案が日本国内で公表されなかったことは、それが「歴史のif」とわかっていても、なんとも残念としか言いようがないのである。

こうして GHQ 案では3 町歩であった在村地 主の保有限度は、"保有限度1 町歩"という第2 次農地改革案となり、戦争で男手を奪われて農 地を貸していたような農家を含めて、多数の小 規模な農地所有者からも農地を買収するものと なった。もし GHQ 案の3 町歩を保有限度とし ていれば、ワードの推計で31 万 6 千世帯が買 収を免れたことになる 95。

しかし、第2次農地改革にはもう一つの不幸な事態があった。買収価格がただ同然だったことである。アチソンは、[無償vs有償]を共産主義vs資本主義の原理的対立としてデレヴィヤンコを批判した。しかるに実際の農地改革では、「政府が地主に、そして小作人が政府に支払った価格はいずれも事実上没収同様の低価格」(グラッド、1953: p.73) だったのである。つまり、ソ連占領下の国々で実施された「無償没収と無償分配」に近いものだった。これはいったいなぜだったのか。その解明が次の章の課題である。

<参考文献 ABC 順>

- 朝海浩一郎、1946a、対日理事会第二回会合ニ 関スル件、外交史料館
- 朝海浩一郎、1946b、第五回対日理事会経過要 旨報告の件、外交史料館
- 朝海浩一郎、1946c、農地改革問題に関する対 日理事会討議要旨報告の件、外交史料館
- 朝海浩一郎、1946d、対日理事会を通ずる米ソ 関係の展望、外交史料館
- 馬場伸也、1977、占領とノーマン、思想、634: 501-530
- ボール・M.、1951、日本: 敵か味方か(中山立 平・内山健吉訳)、筑摩書房
- Blakeslee·H·G、1994、The Far Eastern Commission 極東委員会、第 1 巻、東出版
- ボートン・H.、1998、戦後日本の設計者:ボートン回想録(五百城部真監訳)、朝日新聞社
- チラ・D・S.、1982、慎重な革命家達:占領軍のプランナー達と戦後日本の土地改革(小倉武一訳注)、農政研究センター
- ダワー・J.、2001、敗北を抱きしめて(上)(三浦陽一・高杉忠明訳)、岩波書店
- エマーソン・J.、1979, 嵐のなかの外交官:

- ジョン・エマーソン回想録 (宮地健太郎訳)、 朝日新聞社
- 福田勇助、2016、日本農地改革と農地委員会、 日本経済評論社
- 福永文夫、2014、日本占領史 1945-1952 東京・ ワシントン・沖縄、中公新書
- ゲイン・M.、1951、ニッポン日記(上)(井本 威夫訳)、筑摩書房
- グラッド・A・J.、1953, 日本の土地と農民(日本太平洋問題調査会訳)、黄土社
- 呉忠根、1984、分断史の起点 米ソ分割占領過程の再検討 、コリア評論、12月号:27-38
- 呉忠根、1989、朝鮮分断の国際的起源 原則の 放棄と現状の承認 - 、国際政治、92:96-115
- 呉毅、2010、伝統の転換と再転換-新解放区の 土地改革における農民の土地に対する心性の 構築と歴史的論理の研究、中国基層社会史研 究会編、シンポジウム 戦争と社会変容、汲古 書院: 45-56
- 播磨信義、1977、日本国憲法制定過程における "より民主的"制憲コース - 小林直樹氏の「押 しつけ憲法」論批判の批判的検討を通じて - 、 山口大学教育学部研究論叢、27 第 1 部: 49-71
- 日暮吉延、2008、東京裁判、講談社現代新書 ホイットニー・C.、1957、日本におけるマッカーサー(毎日新聞社外信部訳)、毎日新聞 社
- 細貝大次郎、1977、朝鮮における小作問題とその対策、現代日本農地政策史研究、御茶の水 書房:733-784
- 細谷雄一、2010、戦略家ジョージ・ケナンの誕生:戦略思想研究から冷戦戦略へ、1946-47、 法学研究、83 (3):167-193
- 五十樓藤吾、1956,「農地等開放実績調査」の 全国集計報告、山田盛太郎編、変革期におけ る地代範疇、岩波書店: 170-224

- 163 -

⁹⁵ ワード (1997) pp.194-195 の表付 -1 における「認定された地主相当者」から。

- 岩本純明、1978、アメリカ側からの照射、思想 の科学研究会編、共同研究/日本占領軍その 光と影(上巻)、現代史出版会:378-392
- 岩本純明、2014、農地改革、岩本純明編、戦後 改革・経済復興期 II、農林統計協会:1-76
- 神谷不二編、1976, 朝鮮問題戦後資料、第1巻、 日本国際問題研究所
- 片岡鉄哉、1999、日本永久占領:日米関係、隠された真実、講談社+a 文庫
- 河原国児、1990、オーストラリアと日本の農地 改革 - 対日理事会協議をめぐって - 、法学政 治学論究、7:177-210
- 木村光彦、1999、北朝鮮の経済:起源・形成・ 崩壊、創文社
- 鬼頭宏、1994、近代日本の社会変動、溝口雄三・ 浜下武志・平石直昭・宮嶋博史編、長期社会 変動、東京大学出版会: 199-229
- 古関彰一、2017、日本国憲法の誕生(増補改訂版)、岩波現代文庫
- 講談社編、1993、昭和二万日の記録、7 廃墟からの出発、講談社
- 小山弘健、1966、戦後日本共産党史、芳賀書店 工藤美代子、2007、スパイと言われた外交官: ハーバード・ノーマンの生涯、ちくま文庫
- 工藤美代子、2009、われ巣鴨に出頭せず:近衛 文麿と天皇、中公文庫
- 栗原百寿、1974、日本農業の基礎構造、校倉書 房
- マッカーサー・D. 、1964、マッカーサー回想記 (下) (津島一夫訳)、朝日新聞社
- 増田弘、2009、マッカーサー:フィリピン統治 から日本占領へ、中公新書
- 松島太郎、2003、食糧メーデーと天皇プラカー ド事件(2) - 松島太郎氏に聞く - 、大原社 会問題研究所雑誌、535:55-71
- 三和良一、2002、日本占領の経済政策史的研究、 日本経済評論社
- 長尾龍一、2000、オーウェン・ラティモア伝、 信山社叢書

- 長岡新吉、1995、日本の農地改革、長岡新吉・ 西川博史編、日本経済と東アジア:戦時と戦 後の経済史、ミネルヴァ書房:128-162
 - 日ソ親善協会訳編、1949、ソ連は日本に何を望 むのか:対日理事会におけるソ連代表の発言、 黄土社
 - 野田公夫、2010、日本農地改革の歴史的特質 -第二次世界大戦後土地改革の比較史をふまえ て、中国基層社会史研究会編、シンポジウム 戦争と社会変容、汲古書院:75-82
 - 農地改革資料編纂委員会編、1974、農地改革資料集成、第1巻、御茶の水書房
 - 農地改革資料編纂委員会編、1975、農地改革資料集成、第2巻、御茶の水書房
 - 農地改革資料編纂委員会編、1982、農地改革資料集成、第14巻、御茶の水書房
 - 農地改革記録委員会編、1951、農地改革顛末概要、農政調査会
 - ノーマン・E・H.、1993、日本における近代国 家の成立 (大窪愿二訳)、岩波文庫
 - 大石嘉一郎、1975、農地改革の歴史的意義、東京大学社会科学研究所編、戦後改革6農地改革、東京大学出版会:3-48
 - 大蔵省財政史室編、1976, 昭和財政史 終戦から講和まで 第3巻アメリカの対日占領政策、 東洋経済新報社
 - 大和田啓氣、1981、秘史 日本の農地改革、日本 経済新聞社
 - 大和田啓氣、1982、解題、農地改革資料編纂委 員会編、農地改革資料集成、第14巻、御茶 の水書房:949
 - 大和田啓氣編、1983、農地改革の回顧-エリック・ワード氏に聞く-、農業構造問題研究、3:418
 - 李圭泰、1994、米ソの朝鮮占領と南北分断、油井大三郎・中村政則・豊下楢彦編、占領改革の国際比較、三省党:56-83
- 李景珉、2003、増補朝鮮現代史の岐路: なぜ朝 鮮半島は分断されたのか、平凡社

- 李庭植、1965、北朝鮮の土地改革の集団化と農 民、R・A・スカラピーノ編、今日の北朝鮮 (鹿島守之助訳)、鹿島研究所出版会
- リックス・A. 編、1992、日本占領の日々-マクマホン・ボール日記-(竹前栄治・菊池努訳)、岩波書店
- Roth · A., 1945, *Dilemma In Japan*, Little, Brown and Company
- 労働省編、1951、資料労働運動史 昭和 20、21 年、労務行政研究所
- 斎藤元秀、2018、ロシアの対日政策(上)、慶 応大学出版会
- 佐々木寛司、2008、租税国家と地租、近代租税 史研究会編、近代日本の形成と租税、有志 舎:2-15
- 柴田政義、1975a、ブルガリア、人民民主主義 の史的展開(上巻)、大月書店:163-278
- 柴田政義、1975b、ルーマニア、人民民主主義 の史的展開(下巻)、大月書店:207-321
- 下斗米伸夫、2011、日本冷戦史:帝国の崩壊から55年体制へ、岩波書店
- 下斗米伸夫、2017、ソビエト連邦史 1917-1991、 講談社学術文庫
- 新藤栄一、1985, 占領初期におけるソ連の政策、 袖井林二郎編、世界史のなかの日本占領、日 本評論社: 262-272
- スラビンスキー・V.、1991、無知の代償-ソ連 の対日政策(木村汎監修、菅野敏子訳)、人 間の科学社
- 総務部資料課、1946a、日本理事会(The Allied Council for Japan)ノ開催、外交史料館
- 総務部総務課、1946b、第四回対日理事会に関 し報告の件、外交史料館
- 玉真之介、1994、農家と農地の経済学:産業化 ビジョンを超えて、農文協
- 玉真之介、1995、日本小農論の系譜:経済原論 の適用を拒否した5人の先達、農文協
- 玉真之介、2006、グローバリゼーションと日本 農業の基層構造、筑波書房

- 玉真之介、2013、近現代日本の米穀市場と食糧 政策、筑波書房
- 玉真之介、2018、日本小農問題研究、筑波書房
- 玉真之介、2020、農地改革の真実 その歴史的 性格と旧地主報償問題 - (その1)、帝京経済 学研究、54(1): 157-187
- 玉真之介、2021a、「イエとムラ」5.0 脱グロー バリズム時代の可能性 - 、帝京経済学研究、 54(2):49-64
- 玉真之介、2021b、19世紀の「主権国家システム」と地租改正、研究年報人文編、27:1-27
- 玉真之介、2022、日本農業 5.0:次の進化は始 まっている、筑波書房
- 田村武夫、1971、北朝鮮の土地改革、朝鮮史研 究会論文集、8:125-164
- 暉峻衆三、1984、日本農業問題の展開(下)、 東京大学出版会
- 暉峻衆三、1997、「戦前期」日本農業問題の方法-玉真之介君の批判と諸説によせて-、梶井功編、農業問題 その外延と内包、農文協: 23-39
- 豊下楢彦、1992、日本占領管理体制の成立、岩 波書店
- 豊下楢彦、2008、昭和天皇・マッカーサー会見、 岩波書店
- 宇高基輔、1953、戦後東欧諸国における土地改 革と国民経済との関連、農政調査会
- 宇高基輔、1956、東欧諸国における土地改革と 農業の社会主義的改造、山田盛太郎編、変革 期における地代範疇、岩波書店:100-145
- 上田耕一郎、1957、戦後革命論争史(上)、大 月文庫
- 和田春樹、1974、ソビエト連邦の対日政策、東京大学社会科学研究所編、戦後改革2国際環境、東京大学出版会:33-89
- 和田春樹、1985、ソ連の役割について、袖井林 二郎編、世界史のなかの日本占領、日本評論 社:299-304
- 和田春樹、1994a、歴史としての野坂参三(中)、

思想、4月号:119-155

和田春樹、1994b、歴史としての野坂参三(下)、

思想、5月号:126-159

Ward · E · E., 1990, Land Reform in Japan 1946-1950, NOBUNKYO

- ワード・E・E.、1997、農地改革とは何であったのか?連合国の対日政策と立法過程(小倉武一訳)、農文協
- Wildes · E · H., 1954, Typhoon in Tokyo : The Occupation and Its Aftermath, Macmillan Company
- 山辺健太郎、1976、社会主義運動半世紀、岩波 新書
- 山極晃・中村政則編、1990、資料日本占領1天 皇制、大月書店
- 横島公司、2010、東京裁判の影 昭和天皇は何 故裁かれなかったのか - 、史苑、70(2): 210-224
- 吉田茂、1998、回想十年(2)、中公文庫

[付記]

本研究は、JSPS 科研費 20K06284 の助成を受けたものである。